ごあいさつ

皆様には、平素より格別のご愛顧、お引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

金融業界では、お客様が自己責任で取引金融機関を選択する時代を迎えていますが、こうした時こそ、当金庫としては「健全経営」を目指すことが何よりも大切であると考えております。

本誌は、そうしたお客様に目をむけた、当金庫の経営の姿勢や内容をより深くご理解いただくため、わかりやすく開示したものでございます。皆様方には、本誌を通じまして、当金庫を尚一層ご理解いただき、信頼を賜れば幸いに存じます。

今後とも、多様化するお客様のニーズを的確に把握し、お客様満足度の向上に努め、地域でNO.１の支持を得る金融機関を目指してまいりたいと考えております。

阿南市に本店を置く唯一の金融機関としてこれまで通り地域に特化し、Face to Faceのきめ細かな営業活動を通じて名実ともに地域になくてはならない金融機関を目指し、役職員一同、全力を傾注してまいる所存でございますので、今後とも変わりませぬご支援・お引き立てを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

平成26年７月

理事長　佐　竹　義　治

経営理念

地域で最も愛される金融機関となり、金庫の限りなき成長と職員の幸せを実現する

経営方針

・顧客第一主義の徹底　・ビジョンの共有
・活力ある職場づくり　・ガバナンスの強化

経営ビジョン

10年後預貸金シェア40%を目指し、地域でNo.1と呼ばれる金融機関となる

行動理念

①金庫内外を問わず、社会人として良識のある行動に努めます
②互いを思いやり、チームワークを大切にします
③新しいことにチャレンジし続けます
④無駄を排除し、効率を高めるよう努めます
⑤金庫が良くなることを常に考え、提案します
⑥3S（整理、整頓、清掃）を徹底します
⑦お客様の期待を裏切らないよう努力し続けます

基本方針

阿南信用金庫は、地区の中小企業者並びに、一般大衆の金融機関として、地域社会繁栄の為奉仕する。

経営の健全性確保への取組み

■内部管理態勢の整備について

当金庫における内部統制に関する態勢の整備については、平成19年4月23日の理事会においてその基本的な考えとなる「内部管理基本方針」を決議しております。主旨としては、当金庫における各種施策の実施に当たり、コーポレート・ガバナンスに関する態勢を有効に機能させることにより、経営の公正性および透明性を確保し、全ての利害関係者の信頼に応えるとともに、地域社会から高く評価される金融機関となることを目指しています。
当金庫では、これに基づき、以下のような諸施策を実践しています。

●法令等遵守態勢

当金庫は、法令等遵守の徹底を業務の健全性および適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け、「阿南信用金庫行動綱領」、「コンプライアンス・マニュアル」等を策定するとともに「コンプライアンス実施計画書」を年度ごとに策定する等の諸施策を講ずることで、態勢の強化に努めています。

●リスク管理態勢

当金庫は、これからの経営にとってリスク管理はすべての業務遂行の基本であるとの認識のもと、リスク管理の基本方針および各種リスクの管理基本方針に基づき、リスク管理統括部門を設置するとともに、リスクカテゴリー毎の管理部門を定め、金庫全体のリスクをそれぞれの特性に応じて、機動的・効率的に管理することにより、態勢の強化に努めています。

●理事の職務執行の効率性確保

当金庫は、理事会において決定する経営計画により目標を定め、各部門で目標達成に向けて実施すべき具体的な施策を講じます。
また、経営上重要な事項は、適切かつ効率的な意思決定のため、理事長以下常勤役員を構成員とする経営会議において審議のうえ、理事長が決定しています。
このうち、法令等に定める事項については理事会で決定し、それ以外の重要な業務執行についても、理事会規定等に基づき理事会に報告するなど職務の執行に努めております。

●理事の職務執行に係る情報の保存等

内部規定に基づき、経営会議の議事録等、理事の職務執行に係る文書を作成し、適切に保存することによって、理事および監事が必要に応じて内容を確認できるようにするほか、当金庫が保有する情報全般について、開示および持ち出し等に係る適切な管理を行います。

●監事監査環境の整備

監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合は、内部監査部門の職員を、監事を補助すべき職員として配置し、当該職員への指揮命令は常勤監事が行うこととしております。
また、監事は、内部規定に基づき、経営会議の議事録等重要な文書の閲覧、決算に関する事項その他重要な事項についての報告を受けるほか、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めております。

阿南市イメージアップキャラクター「あななん」プロフィール

いちばん最初に太陽が昇る、四国最東端の“光のまち阿南”に咲くひまわりから生まれた、花と光のたてがみを持った百獣の王ライオンのような不思議な生物。

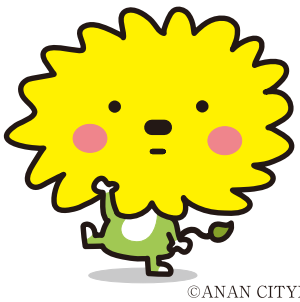

©ANAN CITYNo34

コンプライアンス（法令等遵守）への取組み

■コンプライアンス体制

コンプライアンスとは、法令・市場ルール・当金庫の内部規定等を遵守し、社会的な規範を全うすることをいいます。

当金庫は創業以来、信用金庫法をはじめとした関連法に基づき地域に根ざした金融業務を遂行し、地域の信頼を得てきました。急激な時代の変革の中で健全経営を目指すには、コンプライアンスの徹底が経営上の重要事項であるとの認識に立ち、法令遵守を実現させるためコンプライアンス統括部署を総務部としました。加えて各部店毎にコンプライアンス責任者を任命するとともに、検査部によるチェック等を実施、預金・貸出等営業活動全般に亘る検証を実施し、苦情・トラブル等の未然防止体制を確立しております。営業活動において、高い倫理行動の実践と様々なルールや諸規定・法令の厳正な遵守こそがお客様の信頼にお応えすることであると考え、全役職員に倫理行動・コンプライアンスの徹底を図り、適正な業務活動を通じて社会的責任を果たすことを経営の最重要課題としています。

行動綱領

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人権尊重
6. 環境問題への取組み
7. 社会貢献活動への取組み
8. 反社会的勢力との関係遮断

■金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正化を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫はお客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘はいたしません。
5. 当金庫は、高齢顧客（当金庫では75歳以上と定義、ただし75歳未満であっても体調や投資判断能力等に問題が見られる場合においては高齢顧客と同様の取扱といたします）に対し、金融商品等の勧誘および販売を行なう場合、一般的な適合性の原則にとどまらず、身体的な特性や、資金性格等に十分配慮した対応を心掛け、苦情やあっせんの申立て等のトラブルの未然防止に努めます。
6. 金融商品の販売等に関する勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの営業店にお問い合わせください。

■保険募集指針

当金庫は、保険業法をはじめとする関係法令を遵守し、適正な保険募集を行うための方針として、「保険募集指針」を定めております。詳しくは、当金庫本支店の店頭ポスター、または当金庫ホームページをご覧ください。

《ご相談窓口》

個人情報の保護に関するご相談および
保険契約に関する苦情・ご相談その他ご不明の点は、下記までお問い合わせください。

阿南信用金庫 総務部　　電話番号：0884-22-1226

受付時間：9:00～17:00　（月～金曜日、但し当金庫休業日を除く）

■反社会的勢力に対する基本方針

●基本的な考え方

私ども阿南信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

●具体的な行動指針

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金供与、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

お客様保護等への取組み

金融ADR（裁判外紛争解決制度）への対応について

当金庫では、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務部で受け付けています。

阿南信用金庫 総務部	住　　所：徳島県阿南市富岡町トノ町28番地14 T E L：0884-22-1226 F A X：0884-22-4442 受付時間：9時～17時（月～金曜日、但し当金庫休業日を除く） 受付媒体：電話、FAX、手紙、面談

当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けております。詳しくは上記総務部にご相談ください。

全国しんきん相談所 （一般社団法人全国信用金庫協会）	住　　所：〒103-0028　東京都中央区八重洲1-3-7 T E L：03-3517-5825 受付日、時間：月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く）9時～17時 受付媒体：電話、手紙、面談

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。なお、弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部」にご相談ください。

東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 03-3581-0031 月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～15:00	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 03-3595-8588 月～金（祝日、年末年始除く） 10:00～12:00、13:00～16:00	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 03-3581-2249 月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため金融ＡＤＲ制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

個人情報の保護について

当金庫では、「個人情報の保護に関する法律」に則り、個人情報の適切な保護と利用を図るため、「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を公表しています。

また、職員が遵守すべき個人情報の取扱いに関する基本事項として「個人情報管理規程」を定め、個人情報の重要性を全役職員が認識し業務に取組んでいます。

個人情報保護宣言　（プライバシーポリシー）

阿南信用金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律　（平成15年法律第57号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
   (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
      ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
      ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
      ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
   (2) 上記(1)の①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
      ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
      ② 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
      ③ 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
      ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。
   また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

平成25年度　事業の概況

■事業方針

長期に亘る景気低迷により地域経済は疲弊し続け、当金庫の取引先についても、売上の低迷、収益の悪化に苦しみ、信用コスト増大の最たる要因となっております。アベノミクス効果により、地方経済においても景況感の改善等明るい兆しが見え始めているものの、原材料価格の高騰や企業向け電気料金の値上げ等の影響もあり、先行きの不透明感は拭いきれない状況にあります。

このような状況の下、信用コストの削減が当金庫にとって最も重要な課題であるとの認識に立ち、平成24年度においては「融資委員会」や「大口債務者の現況把握会議」により更なる信用リスク管理態勢の強化に取り組んできたところであります。

しかし、新中期計画（平成23年度～平成27年度）も3年目を迎えるにあたり顧みれば、内部管理面においては一定の成果が得られたものの、収益力の増強および基盤顧客の増強等、対外的な取り組みにおいては、まだまだ満足のいく状況ではないと考えております。

以上を踏まえ、平成25年度は信用金庫の強みである付加価値の高い「人の力」を育成するため、「職員」にスポットをあてた経営の実施に重点を置きました。

職員がやりがいを感じ、働きやすい環境を提供し続けることが、ひいてはお客様へのサービスの向上に繋がるとの認識の下、職員それぞれが“お客様のためにできること”を考えられる組織にすべく、経営理念を刷新し、「地域で最も愛される金融機関となり、金庫の限りなき成長と職員の幸せを実現する」ことを掲げ、“地域でＮｏ1の金融機関”を目指していくこととし、重点課題を以下のとおり定めました。

①収益力の増強　②基盤顧客の増強　③中長期的視点に立った人材の育成

■金融経済環境

昨年のわが国経済は、相互に補強し合う関係にある「三本の矢」（いわゆるアベノミクス）を一体として推進し、長期にわたるデフレと景気低迷からの脱却を現下の最優先課題とした第二次安倍内閣のもと、これまでの「停滞の20年」を踏まえ、デフレからの早期脱却と「再生の10年」に向けた処方箋を提示したことで日本経済は緩やかな景気回復の道のりを歩み始めました。

しかしながら、依然として高齢化に伴う社会保障費の増加、リーマン・ショック後の経済対策や東日本大震災からの復旧・復興に伴う財政支出等により、政府の債務残高が大きく増加している危機的な状況にあると言われています。

また、社会保障と税の一体改革の一環として平成26年4年から実施された消費税増税が景気回復のマイナス要因となる可能性も指摘されております。

このような状況の中、地域経済においては高齢化や人口の減少、国内産業の空洞化という従来からの構造的な課題が雇用や生活基盤を縮小するなど一段と厳しさが増す中、当金庫の主要取引先である多くの中小企業においては、売上の不振、収益の悪化など、極めて厳しい経済環境にさらされている状況にあります。

■業績

当金庫は、収益基盤を都市部と位置づけ出店を加速させている銀行とは異なり、阿南市に本店を置く唯一の金融機関としてこれまで通り地域に特化し、Face to Face のきめ細かな営業活動を通じて取引先数の増加を図りつつ、さらに当金庫にとってコアな顧客となっていただくために深耕を図るという営業の推進に努めました。

預金につきましては、夏・冬の個人向け特別定期キャンペーンの実施や年金振込金の増加等によりまして個人預金が増加したことから期末残高は対前期比 8.3 億円 (1.0%) 増加し、793 億円となりました。

貸出につきましては地元の皆様の資金ニーズに積極的にお応えするスタンスで臨み、期末に不良債権処理があったものの、金融機関貸付金および地公体融資等が増加したことから対前期比 1.6 億円 (0.4%) 増加し、期末残高は 422 億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、債券の残高増加に伴う利息配当金の増加があったものの、国債等売却益の減少および低金利の市場環境による資金運用利回りの低下による貸出金利息の減少等により、対前期比95百万円 (△5.6%) 減少し、1,594 百万円となりました。

一方、経常費用は、貸倒引当金繰入額および貸出金償却額が減少したこと等により対前期比 1,913 百万円 (△58.0%) 減少し、1,381 百万円となりました。

この結果、213 百万円の経常利益 (前年度は経常損失 1,604 百万円) となり、137 百万円の当期純利益となりました。

なお、平成 26 年 3 月末における健全性の指標である自己資本比率（新しい自己資本規制（バーゼルⅢ国内基準））は 10.61%となりました。

■事業の展望および当金庫が対処すべき課題

我が国が少子高齢化・人口減少社会を迎えている中、阿南市も例外ではなく少子・高齢化が進み人口が減少しております。

信用金庫を核とした相互扶助ネットワークを構築し、地域金融機関として少子高齢化社会に対応するため、今後年金顧客層の取引拡大をさらに強化し、既存取引先への管理態勢の強化を図ることで流動性預金等の平均残高を増加させる等、これまで同様Face to Faceの強みを活かした戦略を実践することで地域内シェアの向上に努めたいと考えております。

このようにして調達した資金は、「地元のお金は地元に」という協同組織金融機関の理念に則り、地元企業等に対するコンサルティング機能を発揮しつつ経営改善や事業再生に向けた支援を行い、地元企業等の育成･成長を後押ししていきたいと考えております。また、同時に適切なリスク管理のもとで新規･成長分野への円滑な資金の提供を図りたいと考えています。

私ども阿南信用金庫は地域の中小企業者等の視点に立って、高齢化に対する事業継承、経営改善、事業再生等に真剣に取り組むことで地域に必要とされる金融機関を目指し、地域のための課題解決のインフラとして顧客である地元企業等に手を差し伸べ成長を促し、不安を取り除き共に歩んでいきたいと考えています。

●当金庫の経営指標等、詳しくは資料編 (42ページ) をご覧下さい。

お客様応援商品の発売

お客様感謝キャンペーンと題しましてお客様の資金運用のため金利優遇定期預金の取扱をいたしております。

住宅ローンをお借り入れいただいたみなさまが、病気やケガなどにより長期間働けなくなった場合のローン返済をサポートします。
8大疾病補償付債務返済支援保険
(3大疾病＋5つの生活習慣病)

お客様とのふれあいに

平成 25 年 10 月
年金友の会会員（年金振込ご指定または、振込予約者のお客様）を対象に年金ツアー「加賀屋渚亭お部屋食と秋色の立山黒部アルペンルートの旅」を実施いたしました。
多くのお客様にご参加いただき、好評をいただきました。

年金ツアーでの記念撮影

社会貢献活動

当金庫では、地域の一員として様々な社会貢献活動・地域貢献活動を行っています。

(1)環境への取り組み
各地区の清掃活動に積極的に参加しております。
(2)福祉活動･金融教育活動支援
年金受給者向け定期預金の取扱い、金融機関見学会など。
(3)地域行事への参加
阿南の天神まつりへ参加したほか、各地区の行事に参加しております。
(4)スポーツ振興への支援
体育後援会等へのご協力のほか、世代を問わずスポーツの振興に貢献しております。
(5)寄付
公共性の高い行事へ、ささやかではございますが、寄付させていただいております。

当金庫の営業店では、ロビーを利用して地域の皆様の「写真展」や「図画展」などを開催しております。ご要望がございましたらどしどしお申し込みください。

男女共同参画への取組み

男女共同参画社会（だんじょきょうどうさんかくしゃかい）とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことをいいます。当金庫では平成25年2月に「次世代育成支援推進法に基づく認定（愛称：くるみん）」の承認を受け、平成25年6月に「ポジティブ･アクション」女性の活躍推進宣言を行いました。さらに、平成25年9月には「子育てに優しい職場環境作り」に積極的に取組む企業を対象とする「はぐくみ支援企業」の認定を受け、平成26年3月には徳島県知事から表彰されました。職場環境の改善により職員が働きがいのある職場を作ることで当金庫の経営理念である「地域で最も愛されれる金融機関」を目指してまいります。

環境問題への取組

環境問題は、世界規模で取組まなければならない重要課題であり、当金庫においても「クールビズ」・「ウォームビズ」の実施や「環境配慮型商品」の発売等の取組みを行っております。
当金庫は今後とも環境保全に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

地域密着型金融への取組み

当金庫は、きめ細かな営業活動を中心に地域密着を図り、地域の小規模事業者の皆様や、地域にお住まいの皆様への金融面でのご支援や、利便性向上のための活動を行ってまいりました。特に平成15年度以降、２次にわたるアクションプログラムにより、金庫の持てる「金融サービス・機能」を発揮し地域密着型金融の推進を図ってまいりました。

平成25年度も引き続き、地域密着型金融の確立にむけて、限られた経営資源を有効活用し、お客様や地域のニーズにあった施策の中から持続可能で地域経済への貢献に真に有効と思われる施策を選択し、集中的に実施してまいりました。

具体的には、３つの分野、①ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化、②地元企業に適した資金供給手法の徹底、③地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献を柱とした推進計画を策定し、地域密着型金融の一層の推進を目指しました。

また、今後とも、お客様志向の経営のもと、より良質な「金融サービス・機能」の提供に努め、活力ある豊かな地域社会の実現に貢献していきたいと考えております。

「今後の地域密着型金融の重要課題」について

「地域密着型金融」推進方法については，平成19年11月に公表した『地域密着型金融推進計画』以降も恒久的取組として、以下のとおり取り組んでいます。

(1) 地域密着型金融の深化

地域金融機関である信用金庫が、地域の活性化や持続的な発展に貢献していくためには、これまで行なってきた地域密着型金融への取組みをさらに深化させていくことが重要であることから、これを恒久的に経営方針の大きな柱としています。

信用金庫とお客様との結びつきを深化させていくためには、渉外職員などのチャンネルを有効活用する、まさにFace to Faceの関係機能を強化する事こそが、地域に深く根ざしてきた信用金庫に求められている姿と考えて行動しています。

(2) 独自性のさらなる発揮

株式会社組織である銀行と比べ、相互扶助という特性を有する協同組織金融機関は法令上も取引先（会員等）や営業地域を限定されているなどの制度的な特徴があり、銀行とは質的に異なるニーズが寄せられる事が多くあります。

協同組織金融機関に期待する役割として、中小企業の経営者の皆様方のご意見には「貸出金の金利水準」よりも「安定的で円滑な資金供給」が上位を占めております。

このことから、協同組織という制度的特性を活かしながら、地域との信頼関係に基づいた長期的な資金供給や各企業が抱える課題を解決していく金融サービスの提供などを、信用金庫ならではの地域との情報ネットワークや中央機関を中心とした外部組織を生かした活動が信用金庫の独自性の発揮に結びつくと考えて行動しています。

(3) 中小企業金融の更なる円滑化

中小企業の経営環境が一段と厳しさを増す中、より一層適切かつ積極的な資金提供を通じて、「中小企業に対する貸し渋り、貸しはがし」を防止し、地域への貢献に努めています。

地域密着型金融への取組み

地域密着型金融推進計画の取組み状況について

重点項目と具体的な取組み内容

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援の一層の強化

(1)創業・新事業支援

具体的な取組	実施内容
・中小企業診断士、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫、徳島県信用保証協会等の外部専門家、外部団体との連携強化 ・阿南市、阿南商工会議所のほか、地域活性化に係る各種団体とのネットワークに積極的に参画し、情報交流、協働事業に取り組む	・専属の中小企業診断士や中小企業基盤整備機構と連携し、創業や新事業に関する相談業務に個別具体的に対応できる体制を整えている。 ・日本政策金融公庫や徳島県信用保証協会と金融支援の分野において連携を深め、お客様の多様な資金ニーズに対応できる体制を整えている。 ・阿南市との企業誘致連携協定に基づき、新たな企業誘致に関する情報交換を継続。

(2)経営相談、支援機能の強化

具体的な取組	実施内容
・お客様への定期的な訪問によるモニタリングを通じて業況や資金繰り、財務内容、今後の見通し等実態把握を徹底し、適切な対応策を講じる ・外部専門スタッフである中小企業診断士、税理士、弁護士等の協力を得ながら、企業推進グループの機能充実を図り、きめ細かなコンサルティング機能の充実・強化 ・経営改善が必要な先については、本部と支店が連携し、お客様と一体となって早期再生に取り組むと共に、経営改善のための具体的な指導・アドバイスを実施 ・企業向けセミナーの開催	・財務分析や定期的な訪問に基づいた信用格付けやモニタリングにより、実態把握を実施。特に大口与信先については定期的に現況把握会議を実施し対応策を講じている ・中小企業診断士による経営相談に加え、企業推進グループによる顧客及び営業店支援が可能となり、より質の高い経営支援体制を整えている。 ・営業店長と本部役職員で構成する金融円滑化推進委員会で経営改善のための具体的な指導・アドバイスについて集中討議を実施。対象企業の経営者に向けて報告会を実施。 ・ビジネスマッチング支援20先(うち商談成立4先) 助成金活用支援21先案内(うち5先採択) 専門家派遣支援7先

(3)事業再生支援

具体的な取組	実施内容
・中小企業再生支援協議会で発表される事例等を参考に再生機能強化を図る ・経営改善が必要な先については、本部と支店が連携し、お客様と一体となって早期再生に取り組むと共に、経営改善のための具体的な指導・アドバイスを実施 ・経営改善により債務者区分がランクアップした先について分析し、経営改善に至った経緯や具体的な対応等を営業店にフィードバックし、事業再生支援のノウハウの共有化を図る	・中小企業基盤整備機構との連携による農商工連携、地域資源活用事業の推進 ・経営改善支援センター利用による経営改善計画策定支援 ・経営改善支援先として35先を抽出し、各企業先に対して経営改善計画の策定支援を実施 経営改善支援先　35先 内経営改善計画策定先　25先

(4)事業継承支援

具体的な取組	実施内容
・中小企業基盤整備機構等の外部専門機関とノウハウを共有し、当金庫取引先企業の事業承継に関する支援に取り組む ・M&Aのニーズに対しては、信金キャピタル(株)を活用する	・スムーズな事業承継ができるよう中小企業基盤整備機構の専門家と連携を強化し、お客様が抱える事業承継に関する様々な相談に対応できる体制を整えている。 ・引き続き信金キャピタル㈱からの情報を収集し、ノウハウの蓄積に努めた

2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底

(1)目利き能力の向上、人材の育成

具体的な取組	実施内容
・経営相談・支援機能は地域金融機関として必要不可欠な能力であるため、企業の将来性・技術力を適確に評価できる能力(目利き力)を兼ね備えた人材の育成に積極的に取り組む ・全信協、四信協等の研修に積極的に参加 ・金庫内研修による人材育成	・信用金庫業界の教育機関である全信協・四信協等が主催する研修に積極的に参加し人材育成に努めた ・技術力・販売力に対する評価ウェイトを高めた新たな信用格付け制度を導入し、業界や当該企業の将来性を評価する仕組みを構築した。また、建設企業のための経営戦略アドバイザリー事業(に取り組むべく国土交通省とパートナー協定)による専門家派遣を実施 ・財務分析・業種別の企業分析等の職員向研修実施多数

(2)不動産担保に過度に依存しない融資への取組み

具体的な取組	実施内容
・業界スキームである「しんきんMEサポート」(信金中金の動産・債権譲渡担保融資等)の活用等、新たな融資手法のノウハウを蓄積	・取引先の資金調達方法の多様化への対応、また不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資徹底の具体策として、新たに自動車担保の取扱を開始、太陽光発電事業に係る動産譲渡担保、債権譲渡担保の取扱を開始 ・新たな信用格付け活用による定量・定性情報を重視した融資推進への取組

(3)資金調達手段の多様化への取組み

具体的な取組	実施内容
・資金調達手段の多様化につながる新たな商品の開発、取扱を検討	・経営セーフティ共済の加入推進代理店にエントリーし、取引先の予期せぬ倒産による「連鎖倒産」からお客様を守るための資金調達手段の確保に努めている。 ・でんさいネットの取扱い開始に伴い、でんさい割引の利用がスムーズに行えるよう体制を整えている。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

(1)地域の面的再生

具体的な取組	実施内容
・地域の情報ネットワークに積極的に参画し、中心的役割を果たすことにより、持続可能な地域経済への貢献を目指す ・信金中金、全信協等の中央機関、業界団体などの有効活用によりネットワークの拡充を図る ・経済産業省、徳島大学、地方公共団体等と連携した地域活性化活動を実施 ・地元企業と連携・融合した取組みへの支援を通して地域活性化を図る	・阿南市、阿南商工会議所、阿南高専等の地域ネットワークとの情報交換によりノウハウ蓄積 ・信金中金などの業界団体との情報交換等によりノウハウを蓄積 ・地域経済活性化のため阿南市への企業誘致の推進を図るべく阿南市と連携強化 (H23.9) ・徳島県と「とくしま農村漁村（ふるさと）協働パートナー」を締結（H24.7） ・社団法人阿南青年会議所への職員派遣

(2)地域活性化につながる多様なサービスの提供

具体的な取組	実施内容
・産学官連携による地域産業活性化支援 ・金融教育の普及 ・徳島金融教育支援連絡会との連携強化	・阿南高専を中心としたベンチャー企業「バンブーケミカル研究所」への顧客紹介等支援活動を継続 ・徳島金融教育支援連絡会が開催した夏休み親子体験学習「楽しく学べるお金入門」をサポートし、金融教育の普及に貢献 ・その他地域活性化に向けた取組みとして「アドプトネットワーク那賀川(河川清掃ボランティア活動)」参加、「阿南の夏祭り(天神祭)」参加

中小企業者等金融円滑化への取組み

当金庫は、信用金庫法の理念に基づき、従来より地域金融の円滑化に努めており、また平成21年12月に制定・施行されました「中小企業者等金融円滑化法」につきましても、信用金庫本来の使命と捉え、積極的な取組みを行ってきたところであります。同法は平成25年3月末をもって終了いたしましたが、当金庫は期限到来後もこれまで通り柔軟かつ迅速に対応していかなければならないと考えています。政府では早くから「中小企業金融円滑化法の最終期限を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を取りまとめており、当金庫におきましても、取引先からの貸出条件の変更等の要請には、金融円滑化法終了後も真摯に対応し、中小企業の実態に即した経営支援に取り組む所存であります。

「中小企業者等金融円滑化法」の期限到来後の対応方針について

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客さまからのご返済条件の変更等のお申し出に対しては、できる限り対応していく等、従来からの方針に変更はございません。また、他業態を含め関係金融機関と十分に連携を図りながら、ご返済条件の変更等や円滑な資金供給に努めてまいります。

2. 当金庫は、お客さまからの資金に関するご相談やご返済条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

3. 当金庫は、コンサルティング機能を積極的に発揮して、お客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案し、支援してまいります。

金融円滑化ご相談窓口

○ご返済条件の変更等に関するご相談窓口
お客さまのお取引店舗または相談プラザへご相談ください。

・営業店　受付時間 午前 9 時～午後 3 時（土・日・祝日を除きます）

・相談プラザ　受付時間 平日　午前 10 時 ～ 午後 7 時
日曜日　午前 10 時 ～ 午後 4 時（土・祝日を除きます）

○お問い合わせ総合窓口
審査管理部　企業支援課　Tel　0884-22-1226
受付時間　午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除きます）

○苦情相談窓口
総務部　総務課　Tel　0884-22-1226
受付時間　午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日を除きます）

中小企業者等金融円滑化への取組み

■「中小企業者等金融円滑化法」に基づく対応の実施状況について

現在の厳しい経済情勢のもと、資金繰りが特に苦しい状況下におかれております中小・零細企業の皆様や、住宅資金を借入れされている方々から、融資に関する条件変更などの要望が数多く申し込まれております。

当金庫といたしましては、法の定めに従いご融資先の皆様方の特性や経営状態を踏まえた柔軟な対応で、積極的に取組んでおります。

その対応の状況は別紙様式（別表１・2、3・4）のとおりです。

なお、条件変更等をされた中小・零細企業者の皆様方への経営相談や経営改善または事業の再生を適切に行うため、平成21年12月に「金融円滑化推進委員会」を設置し、外部専門スタッフを含め、本部と営業店が一体となって取組む体制を整備しております。

●貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権(別表1、2)

（単位：件、百万円）

(債務者が中小企業者である場合)	平成25年3月末		平成26年3月末	
	貸付債権の数	貸付債権の額	貸付債権の数	貸付債権の額
貸付への条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	1,019	37,936	1,263	45,883
うち、実行に係る貸付債権	976	35,672	1,210	44,251
うち、謝絶に係る貸付債権	5	336	7	345
うち、審査中の貸付債権	11	1,158	15	497
うち、取下げに係る貸付債権	27	768	31	786
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち、実行に係る貸付債権	108	747	141	1,010
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権のうち、謝絶に係る貸付債権	0	0	1	4

●貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権(別表3、4)

（単位：件、百万円）

(債務者が住宅資金借入者である場合)	平成25年3月末		平成26年3月末	
	貸付債権の数	貸付債権の額	貸付債権の数	貸付債権の額
貸付の条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	96	1,164	101	1,203
うち、実行に係る貸付債権	79	975	85	1,017
うち、謝絶に係る貸付債権	3	41	3	41
うち、審査中の貸付債権	1	3	0	0
うち、取下げに係る貸付債権	13	143	13	143

総代会機能について

■総代会制度とは

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は難しいことから、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

この総代会は、決算、定款の変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆様とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでいます。

■総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。

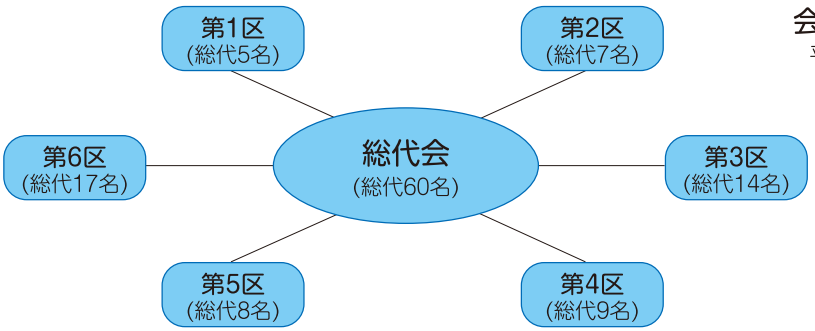

会員数＝7,919人
平成26年3月末現在

当金庫の地区を6区の選任区域に分け、総代の定数は会員数に応じて各選任区域ごとに定めています。

■総代とその選任方法

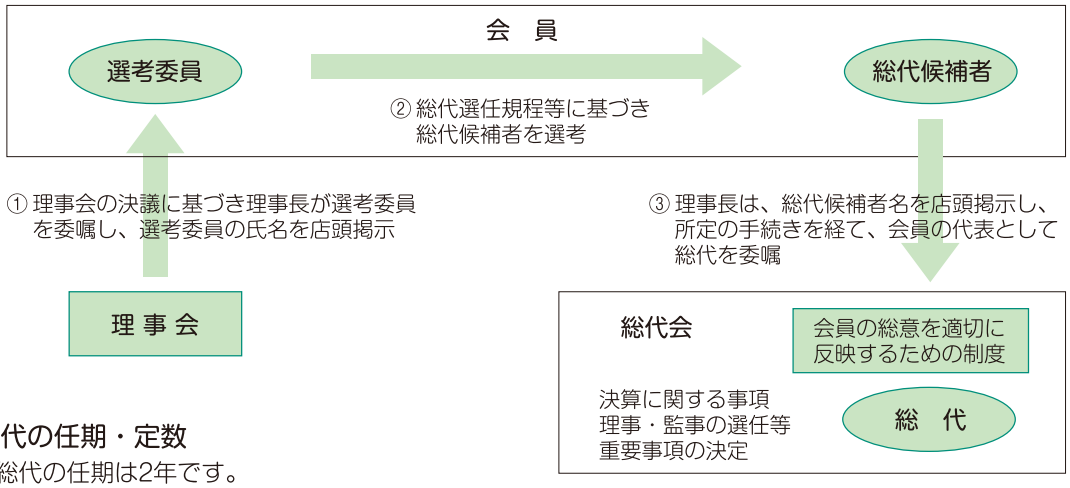

(1)総代の任期・定数

◆総代の任期は2年です。
◆総代の定数は、60人以上80人以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
なお、平成26年3月末現在の会員数は7,919人です。

(2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役目を担っております。
そこで、総代の選考は、総代候補者選考基準(注)に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

① 会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
② その総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
③ その総代候補者を会員が信任する。

(注) 総代候補者選考基準
(資格要件)　①当金庫の会員であること。
(適格要件)　①社会人としての良識を有している人。
②地域住民から人望を集め、金庫の総代としてふさわしい人。
③金庫との取引関係が良好であること。

総代会機能について

■直近の総代会

平成26年6月13日、第66期通常総代会を開催し、次のとおり報告ならびに承認決議いたしました。
(報告事項)
　第66期（平成25年度）業務報告、貸借対照表、損益計算書の内容の報告の件
　監事監査結果報告の件
(承認事項)
1. 第66期（平成25年度）剰余金処分案の承認の件
2. 会員法定脱退の件

●総代会風景

■総代の氏名

(50音順)

阿井淳次	岡下清一郎	立田篤實	西内三千年	山本勇
青木孝憲	尾崎正博	田中明典	西野洋一	横手昭明
青木光男	表原かほる	田中勇一	萩野敏則	渡辺悦子
赤松正則	賀上尊夫	棚潟克彦	林初音	
浅井茂男	笠原敏男	谷毅五朗	原田喬俊	
石川恒夫	川田貴代	坪光良直	福島孝幸	
伊藤次男	木本裕之	土佐野康生	福島毅	
乾笑子	小牧恵子	中川勝睦	福住敏一	
井利元京子	佐々田一雄	中田重利	藤田龍雄	
岩浅健一	四宮正美	中田孝夫	堀渕昌弘	
梅田正弘	柴山郁子	中西実千代	前田義博	
大津守	新野哲朗	中野聰一郎	松山光男	
岡和海	泰地孝次	中野英明	宮本雅司	
岡善秀	高橋忠誠	新居正司	山川一美	以上　59名

組織図・役員一覧

組織図

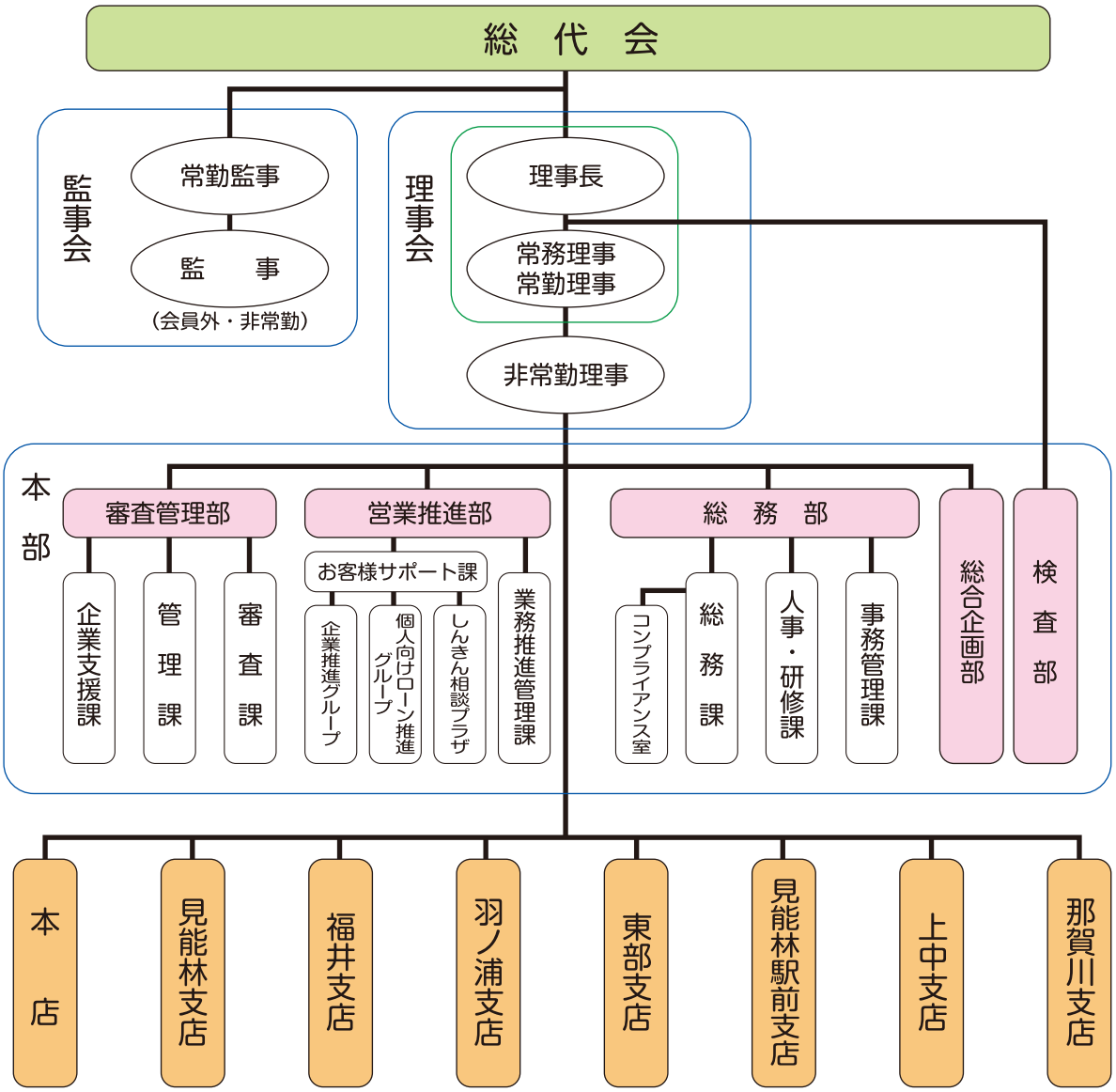

役員一覧

（平成26年6月末現在）

理事長	佐竹義治
常務理事	浜崎收進
常務理事	湯浅聖治
常勤理事	稲飯聡
常勤理事	篠原浩之
常勤理事	尾崎正典
理事	岩浅健一
理事	中川勝睦
理事	岡下清一郎
理事	平野惣吉
理事	萩野敏則
理事	泰地孝次

常勤監事	悦見喜孝
員外監事	朝田啓祐
員外監事	庄野利雄

業務運営

主要な業務内容

■金庫の主要な事業の内容

1. 預金および定期積金の受入れ

2. 資金の貸付けおよび手形の割引

3. 為替取引

4. 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務

(1) 債務の保証または手形の引受け
(2) 有価証券（（5）に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するものおよび短期社債等を除く。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引または外国市場証券先物取引（投資の目的をもってするもの、または顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）
(3) 有価証券の貸付け
(4) 国債証券、地方債証券もしくは政府保証債券（以下「国債証券等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）ならびに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱いおよびはね返り玉の買取り
(5) 金銭債権の取得または譲渡およびこれに付随する業務（除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務）
(6) 短期社債等の取得または譲渡
(7) 次に掲げる者の業務の代理

信金中央金庫	独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人勤労者退職金共済機構
日本政策金融公庫	独立行政法人農林漁業信用基金	公益財団法人不動産流通近代化センター
株式会社商工組合中央金庫	一般社団法人しんきん保証基金	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
株式会社日本政策投資銀行	独立行政法人高齢･障害･求職者雇用支援機構	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人福祉医療機構	年金積立金管理運用独立行政法人	独立行政法人住宅金融支援機構
一般社団法人高齢者住宅財団		

(8) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
(9) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
(10) 振替業
(11) 両替
(12) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）であって信用金庫法施行規則で定めるもの（（5）に掲げる業務に該当するものを除く）
(13) 金融等デリバティブ取引（（5）および（12）に掲げる業務に該当するものを除く。）
(14) 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が（5）の証書をもって表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。（（2）の業務に該当するものを除く。）
(15) 金の取扱い

5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記4により行う業務を除く。）

6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務

(1) 保険業法（平成7年法律第105号）第275条第1項により行う保険募集
(2) 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）により行う業務
(3) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び債務保証履行時の事務等（債務の保証の決定および求償権の管理回収業務を除く。）
(4) 電子記録債権法（平成19年法律第102号）第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子記録債権記録業に係る業務

主要な業務内容

■金庫の業務のご案内

信用金庫は地域の中小企業や住民の皆様のための会員制度による協同組織の地域金融機関です。
当金庫は地元の中小企業や個人の皆様に円滑また迅速な金融情報サービスを提供するため小口多数取引に徹した事業活動をきめ細やかに展開しております。また、地域の皆様のニーズにお応えすべく商品性、サービス内容の充実に日々努めております。

●預金業務（ご預金）

当金庫では、豊富な預金商品を用意し地域のお客様の着実な資産づくりをお手伝いし、地元金融機関としてお客様とのつながりを大切にする金融機関を目指しております。
平成25年度は定期預金「BIGサマー定期」と「とく×とく定期」、さらに退職金専用定期預金「証」を、また傷害保険付定期積金「そなえ」を発売し、お客様からご好評をいただきました。これからも夢と楽しみがふくらむ商品を提供し、地域でNO.1の支持を得る金融機関を目指してまいりたいと考えております。

●融資業務（ご融資）

当金庫では、地域の中小企業・個人のお客様の資金ニーズに幅広くお応えできるよう小口多数取引に徹するとともに当金庫ならではの商品・サービスをご用意しております。
平成25年度には、事業者様向けに太陽光発電事業資金「あんしんソーラーローン」を発売し、個人のお客様向けには、ご自宅の太陽光発電システム設置費用に対応する「ecoフラット」、無担保で固定金利の住宅ローン「Pure」を、また年金受給者様のライフプランをサポートする「シニアライフプラン」を発売し、お客様からご好評をいただいております。
近年、景気が低迷しているなか、地元中小企業者の皆様が新分野への進出・転換等に際し信用金庫として支援体制を充実し、皆様方が安心して事業に打ち込めますよう、良質な資金の安定的な供給を果たすために日々努力を重ねております。

●為替業務

当金庫では、全国の金融機関への送金、振込、代金取立等を取扱っており、数多くのお客様にご利用いただいております。信用金庫の店舗は全国に約7,445店舗、CD・ATMは約19,795台設置しています。信用金庫のキャッシュカードなら、全国どこの信用金庫でも入出金ができ、しかも平日・土曜日のご利用手数料が無料です。
また、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して振込がご利用いただけるサービスも取扱っております。

●付随業務

【代理業務】　○日本銀行歳入代理店　○地方公共団体の収納金取扱業務
○日本政策金融公庫等の代理貸付業務　○保護預かりおよび貸金庫業務等
【債務の保証】【公共債の引受】【国債の窓販業務】【個人年金の窓販業務】【生命保険の窓販業務】
【長期火災保険の窓販業務】等

●相談業務

営業店の窓口のほか、相談プラザにおいて、住宅ローン等の各種ローンのご相談や社会保険労務士・税理士・中小企業診断士等の専門家を招いて、お客様の年金・税務・経営等のご相談にお応えしております。

しんきん相談プラザのご案内

当金庫では、地域の皆様方との情報交換の場として**「しんきん相談プラザ」**を開設しております。
より多くの皆様にご利用いただきたく、平日の時間延長（夜7時まで）や日曜日の営業を行っております。
また毎週、火曜日・木曜日・金曜日には外部の専門スタッフにより一歩踏み込んだご相談もお受けいたしております。今後とも、地域の皆様にご満足頂けますよう、一段とサービスの向上に努めて参りますので、お気軽にご来店下さい。

業務の内容

●各種ローンのご相談
住宅・自動車・教育・カードローン
フリーローン　他

●年金に関するご相談　毎週・火曜日
年金受給金額等について
年金受給手続きについて
年金に関すること

●経営に関するご相談　毎週・木・金曜日
新規事業に関すること
経営改革、改善に関すること
販売戦略に関すること
その他経営に関すること

営業時間
●平日　午前10時～午後7時
●毎週日曜日　午前10時～午後4時
●定休日　土曜日・祝日

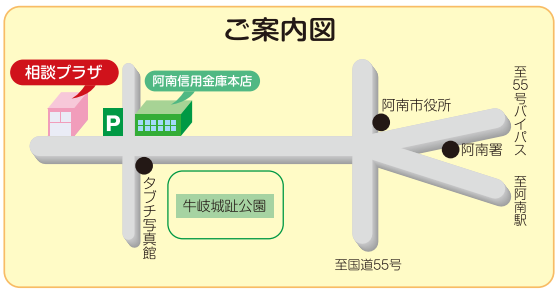

場所
阿南市富岡町内町191
TEL：0120-122-631
FAX：0884-24-3123

業務のご案内

営業・サービスのご案内

■預金商品

「ためる」「ふやす」「支払う」など、お客様のニーズにお応えするため各種集品をお取扱いしています。

商品名	内容	期間	金額	預金保険制度
当座預金	ご商売に欠かせない預金です。代金の決済に安全で便利な手形や小切手をご利用下さい。	自由	1円以上	全額保護されます。
無利息型普通預金	お財布、家計簿代わりに便利です。CDカードのセットで全国の提携金融機関でご利用いただけます。さらに、デビットカードとしてお買い物にもご利用いただけます。 ただし、無利息型普通預金はお利息はつきません。			
普通預金				一金融機関一人当たり元本一、〇〇〇万円とその利息等が保護されます。
総合口座	普通預金と定期預金を1冊の通帳にセットし、預ける・貯める・受け取る・支払う・借りる・引き出す・お買い物の7つの機能をドッキングさせた便利な口座です。 普通預金の残高が不足のときは、定期預金の90%以内、300万円までの自動融資が受けられいざというときも安心です。また、CDカードのセットで全国の提携金融機関でご利用いただけます。さらに、デビットカードとしてお買い物にもご利用いただけます。	(普通預金部分) 自由	1円以上	
		(定期預金部分) 3ヵ月以上 5年以下 ※自動継続	1万円以上	
貯蓄預金	個人の方を対象とした出し入れ自由な預金です。基準残高を超えれば定期預金なみの金利がつき、お預け入れ残高に応じて5段階の金利を設定しております。	自由	基準残高 10万円	
通知預金	まとまった資金の短期での運用に最適な預金です。	7日以上	1万円以上	
納税準備預金	納税に備える預金です。	自由 (納税のみ)	1円以上	
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	金融市場の動向に応じて、当金庫が金利を決定します。 1,000万円以上の資金を安全確実に運用するには最適な定期預金です。	1か月～5年 1か月超5年未満の期日指定も可能です	1,000万円 以上	
自由金利型定期預金 (スーパー定期預金)	金融市場の動向に応じて、当金庫が金利を決定します。まとまった資金を効率よく運用するには最適な定期預金です。		500円以上	
期日指定定期預金	1年複利の高利回りの定期預金です。1年経過後は一部支払もできます。預入は個人の方に限ります。	最長3年	500円以上 (上限300万円未満)	
変動金利定期預金	預入日から6か月ごとに、その時点での利率に変動する定期預金です。個人の方のみ半年複利が選択できます。	3年	500円以上	
積立定期預金	あらかじめ指定していただいた積立期間中は一定ないし任意の金額をいつでも何回でも預入ができ、計画的に貯蓄ができる有利な定期預金です。(1回の預入金額は500円以上300万円未満)	1年～5年	1回当たり 500円以上 300万円未満	
一般財形預金	お勤めの方の毎月の給与やボーナスから、一定額を天引きして有利に積立てる預金です。目的は自由です。	3年以上	1,000円以上	
財形年金預金	個人年金づくりを貯蓄目的とした財形預金です。財形住宅預金と合算して550万円まで非課税の適用が受けられます。	5年以上	1,000円以上	
財形住宅預金	持ち家として住宅取得資金づくりを貯蓄目的とした財形預金です。 財形年金預金と合算して550万円まで非課税の適用が受けられます。	5年以上	1,000円以上	
スーパー定期積金	目標を定めて毎月無理のない範囲で貯蓄ができます。 毎月、ご家庭や職場に集金に、もしくは掛込み(入金)に便利な、口座振替もご利用いただけます。	1年～5年	1,000円以上 整数倍	

お客様のご預金の保護について、詳しくは21ページをご覧下さい。

上記預金商品はすべて預金保険制度の付保対象預金です。
預金保険制度についての詳細は当金庫の窓口または、
預金保険機構（tel：03-3212-6029）までお問い合わせ下さい。

営業・サービスのご案内

融資商品

地域に根ざした金融機関として個人のお客様の資金需要にお応えし、豊かな暮らしづくりのお手伝いをしています。

商品名	内容	期間	金額
割引手形	商業手形の割引をいたします。	融資金額や期間については、営業店の担当者にご相談下さい。	
手形貸付	さまざまな短期運転資金をご融資いたします。		
証書貸付	長期の設備資金・運転資金にご利用ください。		
事業者カードローン	資金が必要な時、ご契約の範囲内で反復利用できます。		
代理業務	信金中央金庫・住宅金融支援機構・日本政策金融公庫等のご融資を取扱っております。		
しんきんカードローン	お使い道自由（事業資金は除く）。 カード1枚でいつでもスピーディにご用立ていたします。	3年	10万円以上 100万円以内
カードローン100 (㈱セディナ保証付)		3年	50万円 100万円
セーフカードローン (オリエントコーポレーション保証付)	お使い道自由（事業資金、投機的資金等は除く）。 健康で文化的な生活にご利用ください。	3年	10万円 20万円 30万円
個人ローン (しんきん保証基金付)	お使い道自由（事業資金は除く）。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	8年以内	500万円以内
シニアライフローン (しんきん保証基金付)	公的年金受給者で、当金庫に年金受取口座を指定してくださっている方を対象にお使い道自由（事業資金、投機的資金等は除く）。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	10年以内	100万円以内
マイポケット(カードローン型) (SMBCコンシューマーファイナンス㈱保証付)	個人のお客様向けでお使い道自由（事業資金も可）。 カード1枚でいつでもスピーディにご用立ていたします。	1年毎 自動更新	10万円以上 300万円以内 10万円単位
マイポケット(証書貸付型) (SMBCコンシューマーファイナンス㈱保証付)	個人のお客様向けでお使い道自由（事業資金も可）。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	10年以内 (ただし審査の結果5年以内とする場合がございます。)	10万円以上 300万円以内 10万円単位
カーライフプラン (しんきん保証基金付)	マイカーの購入・車検・修理資金のほか運転免許証の取得にご利用ください。	10年以内	500万円以内
教育ローン (しんきん保証基金付)	大学院・大学・短大・専門学校・専修学校に入学または在学の方の授業料・下宿代など就学にかかる資金としてご利用ください。	10年以内	500万円以内
フリーローン　クイックひかり (㈱クレディーセゾン保証付)	お使い道自由（事業性の資金や肩代わり資金にもご利用可能）。 必要に応じてご利用ください。	7年以内	10万円以上 300万円以内
フリーローン (㈱セディナ保証付)	お使い道自由（事業資金は除く）。 暮らしに必要な資金にご利用ください。	7年以内	300万円以内
個人事業者専用スモールローン (オリエントコーポレーション保証付)	事業資金（運転資金・設備資金等）にご利用ください。	5年以内	50万円以上 300万円以内 1万円単位 ただし白色申告の方は200万円以内
マイ・フリーローン 小口マイ・フリーローン (オリエントコーポレーション保証付)	お使い道自由（事業資金、投機的資金等は除く）。 健康で文化的な生活にご利用ください。	5年以内	200万円以下 99万円以下
しんきん住宅ローン	居住を目的とする不動産（土地・建物〈中古住宅を含む〉）の取得、または新築・増改築に要する資金にご利用いただけます。 親から子へ返済を継承していく親子リレーローンもご利用いただけます。信用金庫団体信用生命保険を付保しますので償還期間中に死亡・高度障害になった場合でも安心です。 また、8大疾病補償の取り扱いもしております。	35年以内	5,000万円以内
無担保住宅ローンPure (しんきん保証基金付)	自宅の購入資金、住宅ローンの借換等の住宅資金全般に無担保・固定金利でご利用いただけます。	20年以内	1,000万円以内
リフォームプラン (しんきん保証基金付)	家屋のリフォーム費用にご利用下さい。また、家屋のリフォームと併せれば、既存融資の借換、他行住宅ローンの借換も可能です。	15年以内	1,000万円以内
ソーラーローンECOフラット (しんきん保証基金付)	太陽光発電システムの購入・設置にご利用ください。また、上記システムの購入・設置と併せれば家屋のリフォーム費用、既存融資の借換、他行住宅ローンの借換も可能です。	15年以内	1,000万円以内
事業用 「あんしんソーラーローン」	10KW以上の発電能力を有する太陽光発電設備に係る資金にご利用ください。	20年以内	3,000万円以内
福祉プラン (しんきん保証基金付)	申込人のご親族のための ①介護用機器の購入・設置費用 ②老人ホーム入居一時金(退去時に返還されるものも含む)にご利用下さい。	8年以内	500万円以内
しんきん学資ローン (㈱セディナ保証付)	教育費負担を軽減するため、お子さまの在学中は利息のみのお支払いで、ご卒業後に元金を分割返済していただく商品となっております。	10年以内 (当貸期間含む)	300万円以内

金融商品利用についての留意事項

それぞれの商品のご利用につきましては、その商品の内容や規定、現在のご利用額などをご確認いただき、無理のない計画的なご利用をお勧めいたします。

営業・サービスのご案内

■各種サービス

為替業務	全国の金融機関と結んだ為替ネットワークにより、送金や振込、代金取立などの業務を正確に取扱いし、また海外への送金（信金中央金庫への取次）なども取扱っています。
生命保険業務	ゆとりあるセカンドライフのための個人年金保険や、いざというときのためのガン保険などを取扱っています。
損害保険業務	住宅ローン関連の火災保険「しんきんグットすまいる」を取扱っています。ご負担の小さい保険料で、充実した保障内容がポイント。住宅ローンの借入れ時などにお申し込みください。
証券業務	利付国債をはじめ、個人向け国債など、各種国債のご購入ができます。また国債の販売の他、利金のお支払い等もお取り次ぎしています。
年金受給者向けサービス	年金を当金庫でお受け取りの方は、金利上乗せ定期預金「年金プレミアム定期」をはじめ各種の優待サービスが受けられます。また、年金友の会では定期的に観劇ツアー等を実施し、ご好評を博しています。
給与振込	給与やボーナスが自動的にご指定の預金口座に振込まれます。これにより安全なことはいうまでもなく、確実でムダのない財産づくりが可能です。 また、給与振込をご契約されたお客様が他の金融機関のATMをご利用になられた場合、ネット手数料がキャッシュバックされます。 （ただし、月3回まで。時間外でのご利用の場合は一部のみキャッシュバックになります。）
自動支払	電気料・電話料・水道料などの公共料金や各種料金などをご指定の預金口座から自動的にお支払いするシステムです。
自動受取	厚生年金・国民年金・共済組合年金・株式配当金などがお受取日に自動的にご指定の預金口座に振込まれます。入金された日から利息がつきますから、便利でおトクです。
定額自動送金	毎月ご指定の預金口座から一定日に一定額を自動的に引き落とし、指定口座へ振込みます。家賃の振込や学資の仕送りなどに便利です。
ATM振込サービス	ATMにより全国の金融機関へのお振込みができます。同じ振込先へ繰り返しお振込みになる場合に便利です。
でんさいネット	事業者の資金調達の円滑化を図ることを目的とし、手形・指名債権（売掛債権等）の問題点を克服した新たな金銭債権です。支払いに関する面倒な事務負担の軽減、手形、振込、一括決済など、複数の支払手段を一本化等、業務の効率化が図れます。またペーパーレスですので紛失や盗難の心配もなくなります。
インターネットバンキングサービス	お振込みおよび、残高の照会、入出金明細の照会がパソコンから簡単に行えます。 （ただし、ご利用にあたっては営業店へのお申込みが必要です。）
モバイルバンキングサービス	お振込みおよび、残高の照会、入出金明細の照会が携帯電話から簡単に行えます。 （ただし、ご利用にあたっては営業店へのお申込みが必要です。）
テレホンバンキングサービス	残高の照会、入出金明細の照会が電話一本でカンタンに、どこからでも、お好きな時間にご利用できます。（キャッシュカードをお持ちの方ならどなたでもご利用いただけます。）
四国しんきんカード（VISAカード）	海外だっておてのもの！ 買い物も食事も加盟店ならサインひとつでお支払いができ、急に現金が必要なときは「キャッシングサービス」が受けられます。
キャッシュサービス	阿南信用金庫の本店・支店はもちろん全国の信用金庫・銀行でお引き出しができます。 当金庫では店舗外でもATMを備え、お客様の利便性を図っております。
しんきんゼロネットサービス	しんきんキャッシュカードなら、全国どこのしんきんATMでも、平日・土曜のご利用手数料が無料となっております。（ただし、日曜、祝休日、時間外のご利用には所定の手数料が必要です。）なお、四国地区内提携金庫カードをご利用のお客様につきましてはCD・ATMにかかる時間外ご利用手数料は、すべて無料となっております。
貸金庫サービス	羽ノ浦支店において、貸金庫がご利用できます。 あなたの大切な財産を金庫室で安全に保管し、火災・盗難・地震からお守りします。

※四国地区内の提携金庫とは、阿南信用金庫、徳島信用金庫、高松信用金庫、観音寺信用金庫、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、幡多信用金庫、高知信用金庫です。

手数料一覧

※手数料には消費税等を含みます。（平成26年4月末日現在）

■振込手数料

●窓口をご利用の場合

取扱内容		3万円未満	3万円以上
同一店内		216円	432円
本支店宛		324円	540円
他行宛	文書扱い	648円	864円
	電信扱い	648円	864円

●自動振込およびATMをご利用の場合

取扱内容	3万円未満	3万円以上
同一店内	無料	108円
本支店宛	108円	216円
他行宛	324円	432円
土曜日14:00以降 および日曜・祝日	上記振込手数料の他にATM時間外手数料を申し受けます。	

●インターネットバンキングをご利用の場合

取扱内容		3万円未満	3万円以上
同一店内		無料	無料
本支店宛		無料	無料
他行宛	電信扱い	324円	432円

■インターネットバンキングなどの手数料

●インターネットバンキング手数料（月額）

利用料		
	個人	無料
	法人	1,080円

※別途振込手数料等の所定の手数料が必要となります。

●ANSER 手数料（月額）

残高、取引明細照会手数料（法人顧客のみ）	1,080円
振込通知、取立通知、自動引落通知	1,080円
入出金明細通知	2,160円

※個人契約の方は、ANSER手数料が無料となります。

■でんさいネットサービス手数料

種類	手数料（インターネット利用）	手数料（窓口利用）
月額基本手数料	無料	無料
発生記録(債務者請求方式)	216円	1,080円
発生記録(債権者請求方式)	216円	1,080円
譲渡記録	216円	1,080円
分割譲渡記録(割引含む)	216円	1,080円
保証記録	216円	1,080円
変更記録	216円	2,160円
支払等記録	216円	1,080円
口座間決済	無料	無料
各種取引	216円	216円
口座間決済取消	216円	216円
各記録承諾	無料	無料
支払不能情報照会	－	3,240円
開示	無料	3,240円
指定許可登録	無料	無料
残高証明書	－	4,320円

●取立手数料

			代金取立	入金小切手等取立
支払場所	当庫	同一店内	無料	無料
		本支店間	432円	無料
	他行	同一手形交換所（徳島手形交換所管内）	432円	216円
	異なる手形交換所		648円	648円
	〃（至急扱い）		(864円)	

●特殊扱い手数料

振込組戻し料	648円
取立手形組戻し料	648円
不渡り手形返却料	648円
取立手形店頭呈示料	648円
ただし、648円を超える実費を要する場合は、その実費額といたします。	

●その他の手数料

各種証明書発行手数料（残高証明等）	216円
取引証明書発行手数料	540円
取引履歴照会手数料	540～2,160円
振替決済口座管理料・保護預り手数料	1,296円
貸金庫A（高7.6 幅29.3 奥行58cm）利用料（年額）	6,480円
貸金庫B（高15.2 幅29.3 奥行58cm）利用料（年額）	12,960円
夜間金庫使用手数料（年額）	25,920円

■その他手数料

●手形・小切手関係手数料

小切手帳	648円
手形帳	432円
自己宛小切手発行手数料	540円
マル専手形発行手数料	540円
マル専当座発行手数料	3,240円
夜間金庫入金帳代	2,160円

●発行・再発行手数料

通帳・証書再発行	540円
キャッシュカード再発行	540円
その他のカード再発行	540円
ローンカード発行手数料	1,080円
事業者カード発行手数料	1,080円
ドリームカード発行手数料	1,080円

●硬貨（両替・入金）手数料

精査枚数	1枚～ 300枚	無料
〃	301枚～ 500枚	108円
〃	501枚～1,000枚	216円
〃	1,001枚～2,000枚	324円

※2,001枚以上については1,000枚ごとに324円を加算いたします。

■融資関係手数料

取扱手数料 不動産担保	・（根）抵当権設定	設定額 10百万円未満	10,800円
	・（根）抵当権追加設定	設定額 10百万円以上	32,400円
	・根抵当権極度増額	50百万円未満	
	・根抵当権譲受	設定額 50百万円以上	54,000円
	・順位変更		32,400円
	・追加設定		32,400円
	・全部、一部抹消、譲渡		21,600円
	・その他変更登記		21,600円
取扱手数料 動産譲渡担保	・設定（※融資額＝被担保債権の額）	融資額 10百万円以上	10,800円
		融資額 10百万円以上 30百万円未満	21,600円
		融資額 30百万円以上	32,400円
	・延長登記		21,600円
	・全部、一部抹消、解除		21,600円
取扱手数料 債権譲渡担保	・設定（※融資額＝被担保債権の額）	融資額 10百万円以上	10,800円
		融資額 10百万円以上 30百万円未満	21,600円
		融資額 30百万円以上	32,400円
	・延長登記		21,600円
	・全部、一部抹消、解除		21,600円
融資条件変更手数料	・融資期限の延長 ・元金返済猶予 ・返済方法の変更 ・保証人の変更方法 ・一部繰上返済 ・全額繰上返済	1件（1契約ごと）につき	10,800円
	・繰上返済手数料（一部、全部）（NEW住マイる）	変動金利期間中	5,400円
		固定金利期間中	32,400円
	・繰上返済手数料（NEW住マイるα）	返済額 10百万円以上	32,400円
		返済額 10百万円以上 20百万円未満	43,200円
		返済額 20百万円以上	54,000円
	・固定金利期間選択時		5,400円
融資証明書発行手数料		1通につき	10,800円

●CD・ATM利用手数料

	平日			土曜日			日曜日・祝日		
1. 当金庫のカードまたは四国地区内提携金庫カードご利用のお客様	8:45～20:00	入金 出金	無料	9:00～20:00	入金 出金	無料	9:00～20:00	入金 出金	無料
2. 他の信用金庫のカードご利用のお客様	8:45～18:00	入金 出金	無料	9:00～14:00	入金 出金	無料	9:00～20:00	入金 出金	108円
	18:01～20:00	入金 出金	108円	14:01～20:00	入金 出金	108円			
3. 4業態金融機関のカードご利用のお客様	8:45～18:00	入金 出金	108円	9:00～14:00	入金 出金	108円	9:00～17:00	入金 出金	108円 216円
	18:01～20:00	入金 出金	216円	14:01～17:00	入金 出金	108円 216円			
4. 他の金融機関のカードご利用のお客様	8:45～18:00	入金 出金	－ 108円	9:00～14:00	入金 出金	－ 108円	9:00～17:00	入金 出金	－ 216円
	18:01～20:00	入金 出金	－ 216円	14:01～17:00	入金 出金	－ 216円			
5. 郵便貯金(郵貯)のカードご利用のお客様	8:45～18:00	入金 出金	108円	9:00～14:00	入金 出金	－ 108円	9:00～17:00	入金 出金	－ 216円
	18:01～20:00	入金 出金	216円	14:01～17:00	入金 出金	－ 216円			

※ 四国地区内の提携金庫とは、阿南信用金庫、徳島信用金庫、高松信用金庫、観音寺信用金庫、愛媛信用金庫、宇和島信用金庫、東予信用金庫、川之江信用金庫、幡多信用金庫、高知信用金庫です。
※ 4業態金融機関とは、第二地方銀行、信用組合、労働金庫、セブン銀行です。（なお、現在、セブン銀行のカードでのお取引はできません。）
※ 他の金融機関とは、都市銀行、地方銀行、農業協同組合です。
※ 特定のキャッシュコーナーは、上記と異なる場合がありますので取引店におたずね下さい。なお、各コーナーの稼働時間につきましては23ページをご覧下さい。

ご預金の保護・キャッシュカード被害補償

■お客様のご預金の保護について

お客様のご預金は預金保険制度によって一定額まで保護されております。預金保険制度とは、金融機関が破綻等により預金の払出しができなくなった場合などに、預金者を保護し、信用秩序の維持に資することを目的として、政府・日本銀行・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構が行う保険制度です。

預金保険の対象と、保護の範囲は次のとおりです。

預金等の分類			保護の範囲
預金保険の対象預金等	決済用預金（注1）	当座預金・利息の付かない普通預金等	全額保護（恒久措置）
	一般預金等（注2）	利息の付く普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託（ビッグなど）等	合算して元本1,000万円までとその利息等（注2）を保護 1,000万円を超える部分は、破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）
預金保険の対象外預金等		外貨預金、元本補てんのない金銭信託（ヒットなど）、金融債（保護預り専用商品以外のもの）等	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）

（注1）「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たす預金です。
当金庫では、お客様に一層のご安心をいただくため、無利息型の普通預金（決済用預金）を取扱っております。
（注2）定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配のうち一部の条件を満たすもの等も利息と同様保護されます。
※ 金融機関が合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合には、合併等の後1年間に限って保護される預金等の範囲は預金者1人あたり「1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」とその利息等となります。
この措置は、「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法」に基づき、当分の間の特例措置とされています。

■偽造・盗難キャッシュカード被害が発生した場合の補償について

当金庫では、偽造・盗難等によってお客様の大切なご預金が不正に引き出された場合、次の基準で補償させていただきます。

偽造キャッシュカード被害に遭われた場合

●お客様に重大な過失がなかった場合
原則として被害額の全額を補償させていただきます。

●お客様に重大な過失があった場合
被害額は補償いたしかねる場合があります。

補償にあたっては、当金庫所定の書類をご提出いただくとともに、キャッシュカードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について、当金庫の調査にご協力くださいますようお願いいたします。

盗難キャッシュカード被害に遭われた場合

●お客様に重大な過失がなかった場合
原則として被害額の全額を補償させていただきます。

●お客様に過失(重大な過失以外)があった場合
原則として被害額の75%を補償させていただきます。

●お客様に重大な過失があった場合
被害額は補償いたしかねる場合があります。

なお、お客様の「重大な過失」または「過失」となりうるケースは次のとおりです。

●お客様の「重大な過失」となりうる場合
①他人に暗証番号を知らせた場合（※）
②暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
③他人にキャッシュカードを渡した場合（※）
④その他①～③までの場合と同程度の著しい注意義務違反があると認められた場合

※病気の方が介護ヘルパー（介護ヘルパーは業務としてキャッシュカードを預かることはできないため、あくまで介護ヘルパーが個人的な立場で行った場合）等に対して暗証番号を知らせたうえでキャッシュカードを渡した場合など、やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

営業地区・店舗分布

■営業地区

■店舗分布

（平成26年6月末現在）

地図位置	店舗名	店舗番号	郵便番号	住　所	電話番号
①	本　　部	–	〒774-0030	阿南市富岡町トノ町28番地14	0884 (22) 1226
①	本　　店	001	〒774-0030	阿南市富岡町トノ町28番地14	0884 (22) 1225
②	見能林支店	002	〒774-0021	阿南市津乃峰町東分116番地1	0884 (27) 0067
③	福井支店	004	〒779-1620	阿南市福井町古津159番地1	0884 (34) 2848
④	羽ノ浦支店	005	〒779-1101	阿南市羽ノ浦町中庄上ナカレ21番地1	0884 (44) 3618
⑤	東部支店	007	〒774-0005	阿南市向原町天羽畷77番地2	0884 (22) 9600
⑥	見能林駅前支店	008	〒774-0017	阿南市見能林町志んじゃく30番地2	0884 (23) 3636
⑦	上中支店	009	〒774-0044	阿南市上中町岡186番地5	0884 (23) 1688
⑧	那賀川支店	010	〒779-1242	阿南市那賀川町赤池139番地3	0884 (42) 2345

※店舗の他に「しんきん相談プラザ」を開設しております。

詳しくは、16ページをご覧下さい。

北の脇海水浴場

店舗・自動機コーナー

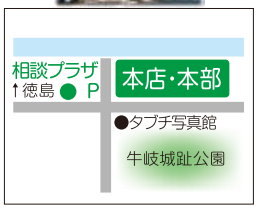

①本店・本部

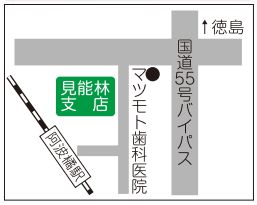

②見能林支店

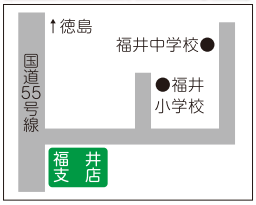

③福井支店

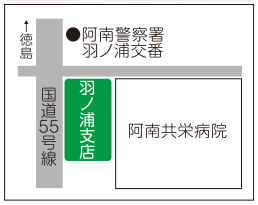

④羽ノ浦支店

⑤東部支店

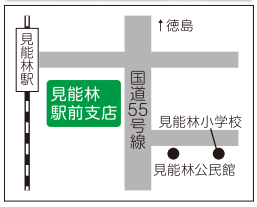

⑥見能林駅前支店

⑦上中支店

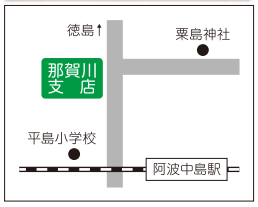

⑧那賀川支店

■自動機コーナー

●店舗内キャッシュコーナー

設置場所	稼働時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日
当金庫の全店舗に設置しております。	8:45～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00

●店舗外キャッシュコーナー

設置場所	稼働時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日
阿南市役所前出張所	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00（祝日未稼働）
長浜出張所	8:45～20:00	9:00～20:00	9:00～20:00
橘出張所			
椿泊出張所	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00
王子製紙前出張所	8:45～17:00		

●共同設置キャッシュコーナー

設置場所	稼働時間		
	平日	土曜日	日曜日・祝日
フジグラン阿南	9:00～21:00	9:00～17:00	9:00～17:00
阿南中央病院	8:45～18:00		
日亜化学工業	8:00～19:00		
阿南市役所　那賀川支所	8:45～18:00	9:00～18:00	

※共同設置キャッシュコーナーでは、ご入金、お振込、通帳記帳のサービスはご利用できません。

■通帳・キャッシュカード紛失等　緊急時のご連絡先

曜日・時間	連絡先
・平日（店舗営業時間内）：　8:45～17:30	お取引店へご連絡ください。 （22ページ店舗一覧をごらんください。）
・平日（店舗営業時間外）：　6:30～ 8:45 17:30～22:00	しんきんATM監視センターへご連絡ください。 （電話番号　06-6454-6631） 当金庫ATMコーナーに備え付けの電話機からは、直通でご連絡いただけます。
・土曜、日曜、祝日　：　7:30～21:00	

リスク管理態勢

■リスク管理態勢

金融の自由化、国際化、金融技術の高度化等の進展にともない、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

こうした環境下、今後とも継続して地域に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。当金庫では、リスク管理の強化を重点施策として位置づけ、管理すべきリスクをその特性により「コントロールすべきリスク」と「極小化すべきリスク」に大別し管理することとしております。

「コントロールすべきリスク」は信用リスク、市場リスク、流動性リスクとし、リスクの計量化、相互牽制態勢の強化等の管理手法により対応しており、これらのリスクを管理し適正に経営資源を配分することにより収益の確保に努めています。

一方、「極小化すべきリスク」はオペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）とし、権限・事務手続きの明文化、内部検査の強化等により対応しており、これらのリスクを管理することにより当金庫の信頼性の確保を図っています。また、リスク管理の基本方針および各リスクの管理方針を定め、リスク管理を統括する経営会議とその下部組織としてALM委員会、資産査定委員会、融資委員会の設置によるリスク管理態勢の構築により、各種リスクの分析と確実なリスクの回避による適切な収益の確保に積極的に取組んでおります。

さらに、多様なリスク資産への分散投資を推進することに伴い、統合的リスク管理の手法を導入し、適切なリスクコントロールを実施しています。具体的には、市場リスク、信用リスクについてリスク量を把握することによって、経営体力（自己資本）の範囲内でリスクテイクを行う仕組みとしています。

■リスク管理態勢の組織概要

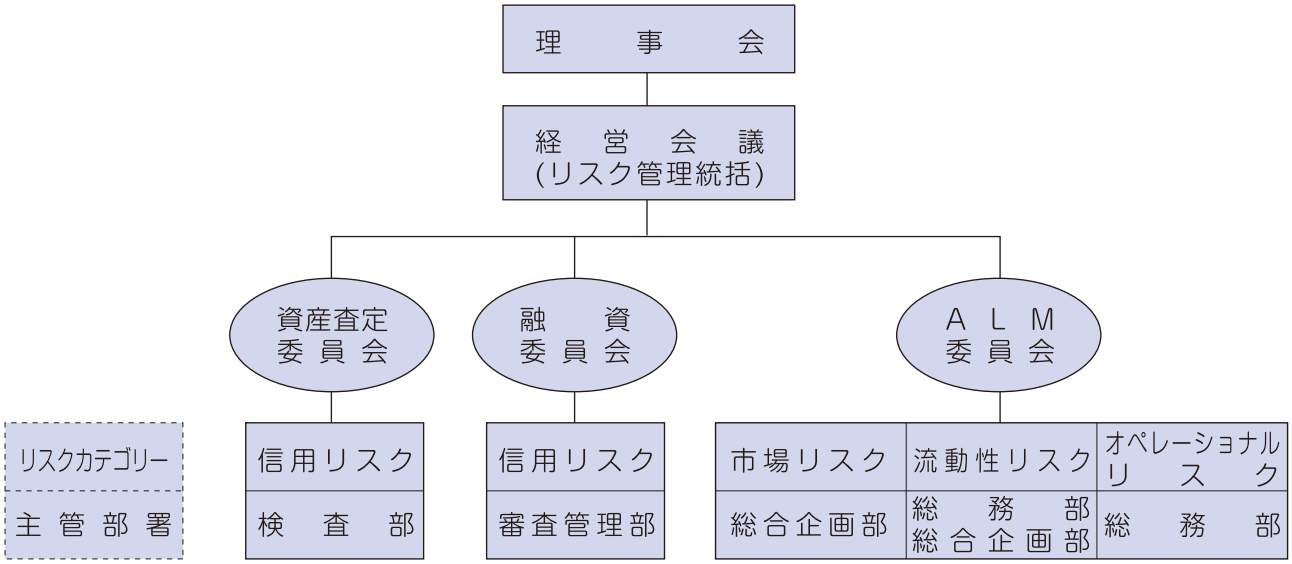

信用リスク

信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替、株式等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、窓口や決済資金が確保できなくなるリスクのことです。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、システム障害や不祥事件、事務ミス、災害等から生じる損失に係るリスクのことです。

当金庫では、システムリスク、事務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて、重要度の高いリスクとして認識しています。

用語のご説明

・バーゼルⅢ

バーゼルⅢはスイスの都市バーゼルにある国際決済銀行（Bank for International Settlements）に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定めた金融機関の新しい自己資本比率規制のことをいいます。

具体的には国際的に業務を展開している銀行を対象に自己資本の質と量を見直し、普通株と内部留保などからなる「中核的自己資本（Tier1）」を、投資や融資などの損失を被る恐れがある「リスク資産」に対して、一定割合以上持つように義務づけるものであります。

一方、当金庫を含む国内業務のみを行なう金融機関に対しては、バーゼルⅢで意図されたことの中から、良い部分を取り入れたものを最終的な国内基準（新しい自己資本比率規制）として平成26年3月31日から施行されることとなりました。

具体的にはこれまで通り最低自己資本比率4%という基準を維持しつつ、自己資本の質を強化することを目的とした規制となっています。

新しい自己資本比率規制への取組み

新しい自己資本比率規制の第３の柱に基づく開示（単体における開示事項）　目次

26　①自己資本の構成に関する事項
27　②自己資本の充実度に関する事項
28　③信用リスクに関する事項
30　④信用リスク削減手法に関する事項
30　⑤派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
30　⑥証券化エクスポージャーに関する事項
31　⑦出資等エクスポージャーに関する事項
32　⑧オペレーショナル・リスクに関する事項
33　⑨金利リスクに関する事項

※連結における開示事項については、対象がないため表示しておりません。

用語のご説明

■新しい自己資本比率規制の3つの柱について

新しい自己資本比率規制は、次の３つの柱で構成されています。

・第1の柱

金融機関が保有する信用リスクとオペレーショナル・リスクに対して保有すべき最低所要自己資本比率を定めています。海外拠点のない金融機関が対象となる国内基準では、自己資本比率が4%以上あることが求められています。

これまでと同様、自己資本比率算出について定められていますが、バーゼルⅢでは、自己資本の質を強化することを目的としており、普通出資金、優先出資金と過去の利益の蓄積である内部留保に限定しています。

・第2の柱

「第1の柱」の対象となっていないリスク（銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク※など）も含めた統合的なリスク管理と監督当局による検証が求められています。

・第3の柱

適切な開示を通じて、お客様から監視（評価）されることによる規律付けについて定めています。ディスクロージャー誌において、自己資本比率とその内訳、各種リスクの管理方法手続きやリスク量・計算手法等について、適切に情報開示することが求められています。

※信用集中リスクとは、与信が特定の業種や貸出先に偏ることによって生じるリスクをいいます。

※当金庫では、引き続き収益力の強化や自己資本の充実をはかるとともに、適切なリスク管理に努め、健全経営の維持を目指します。

自己資本の充実の状況等

■単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成25年3月期
(自己資本)	
出資金	812
利益準備金	290
特別積立金	2,268
繰越金(当期末残高)	66
処分未済持分(△)	0
その他有価証券の評価差損	−
基本的項目(A)	3,437
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	−
一般貸倒引当金	691
補完的項目不算入額(△)	438
補完的項目(B)	252
自己資本総額 (A)+(B)=(C)	3,690
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	691
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	500
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	−
控除項目不算入額(△)	691
控除項目計(D)	−
自己資本額 (C)−(D)=(E)	3,690
(リスク・アセット等)	
資産(オン・バランス項目)	36,999
オフ・バランス取引等項目	691
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,743
リスク・アセット等計 (F)	40,435
単体Tier1比率 (A) / (F)	8.50 %
単体自己資本比率 (E) / (F)	9.12 %

(単位：百万円)

項目	平成26年3月期	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	3,856	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,135	
うち、利益剰余金の額	2,763	
うち、外部流出予定額（△）	42	
うち、上記以外に該当するものの額	0	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	408	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	408	
うち、適格引当金コア資本算入額	−	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	−	
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	4,265	
コア資本に係る調整項目　(2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	−	6
うち、のれんに係るものの額	−	−
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	−	6
繰延税金資産（一時差異以外に係るもの）	−	44
適格引当金不足額	−	−
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	−	−
負債の時価評価により時価評価差額であって自己資本に算入される額	−	−
前払年金費用	−	−
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	−	−
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段等	−	−
少額出資金融機関等の対象普通出資等の額	−	−
信用金庫連合会の対象普通出資の額	−	−
特定項目に係る10%基準超過額	−	−
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	−	−
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	−	−
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	−	−
特定項目に係る15%基準超過額	−	−
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	−	−
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	−	−
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	−	−
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	−	−
自己資本		
自己資本の額（（イ）-（ロ））　（ハ）	4,265	
リスク・アセット等　(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	37,585	
資産(ｵﾝ･ﾊﾞﾗﾝｽ)項目	37,122	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	643	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	2	
うち、繰延税金資産	44	
うち、前払年金費用	−	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△300	
うち、上記以外に該当するものの額	295	
ｵﾌ･ﾊﾞﾗﾝｽ取引等項目	−	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	−	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0	
オペレーショナル・リスク相当額を８%で除して得た額	2,600	
信用リスク・アセット調整額	−	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	−	
リスクアセット等の額の合計額	40,186	
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）/（ニ））	10.61%	

(注) 1. 金額、比率とも単位未満を切り捨てています。
2. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準（平成18年金融庁告示第21号）が平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されたことから、平成24年度においては旧告示に基づく開示、平成25年度においては新告示に基づく開示を行なっております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■単体自己資本比率 (国内基準)

●5年間の推移

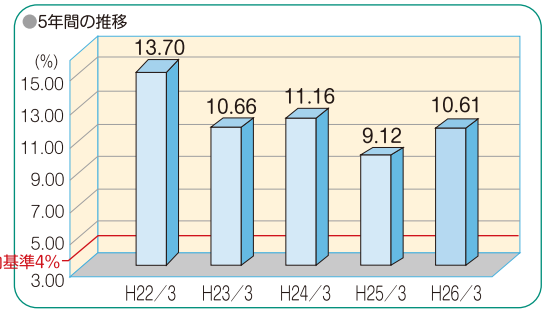

(注) 平成22年3月期～平成25年3月期についてはバーゼルⅡ基準に基づき計算を、平成26年3月期については新しい自己資本規制に基づき計算しております。

●自己資本比率

自己資本比率は金融機関の健全性を示す重要な指標で自己資本比率の水準（自己資本の充実の状況）により経営改善計画の作成等の「早期是正措置」が発動されることがあります。

自己資本比率は金融庁長官が定める基準や算式に基づき算出しますが、国内のみで営業を行う信用金庫の場合、国内基準で４%以上を維持するように定められています。

●当金庫の自己資本比率について

当金庫の自己資本比率は、平成26年3月末10.61%と国内金融機関が健全性の基準とする４%を大きく上回っています。

●自己資本調達手段の概要

自己資本は、地域のお客さまからお預りしている出資金および当金庫が積み立てている積立金で構成されています。

用語のご説明

・コア資本
自己資本比率規制の中で使われる概念で、出資金や利益準備金、特別積立金などで構成されています。

・オフ・バランス取引
外国為替予約取引など取引時点で元本の移転を伴わず、貸借対照表に計上されない取引をいいます。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額 合計	40,435	1,617	40,186	1,607
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	37,641	1,505	37,193	1,487
現金	–	–	–	–
我が国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
外国の中央政府及び中央銀行向け	–	–	–	–
国際決済銀行向け	–	–	–	–
我が国の地方公共団体向け	–	–	–	–
外国の中央政府以外の公共部門向け	–	–	–	–
国際開発銀行向け	–	–	–	–
地方公共団体金融機構向け	–	–	–	–
我が国の政府関係機関向け	163	6	113	4
地方三公社向け	–	–	–	–
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,269	170	3,597	143
法人等向け	16,169	646	15,579	623
中小企業等向け及び個人向け	7,798	311	8,015	320
抵当権付住宅ローン	1,343	53	1,128	45
不動産取得等事業向け	–	–	–	–
三月以上延滞等	1,265	50	1,370	54
取立未済手形	–	–	–	–
信用保証協会等による保証付	93	3	92	3
株式会社企業再生支援機構等による保証付	–	–	–	–
出資等	425	17	482	19
出資等のエクスポジャー			482	19
重要な出資のエクスポージャー			–	–
上記以外	6,112	244	6,815	272
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー			1,191	47
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー			256	10
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー			16	0
上記以外のエクスポージャー			462	18
② 証券化エクスポージャー	50	2	50	2
証券化（オリジネーター）	–	–	–	–
（うち再証券化）	–	–	–	–
証券化（オリジネーター以外）	50	2	50	2
（うち再証券化）	–	–	–	–
③ 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	–	–	–	–
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額			643	25
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポジャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額			△300	△12
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額			–	–
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー			0	0
ロ. オペレーショナル・リスク	2,743	109	2,600	104
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	40,435	1,617	40,186	1,607

(注) 1. 所要自己資本比率＝リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
3. 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. オペレーショナル・リスクについて、当金庫は基礎的手法を採用しております。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）}\times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

●リスク管理の方法および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、貸出金が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資委員会を設置し与信ポートフォリオ管理をはじめ信用リスク管理の徹底を図るとともに、貸出審査管理部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を取っております。

信用リスク評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、将来予想される損失については、法令等に基づき厳格な資産の自己査定を実施し、適切な償却・引当を実施するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

なお、自己資本比率算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があり、当金庫は標準的手法を採用しております。標準的手法は、リスク・ウェイトの判定に適格格付基準の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することとなります。

1. 格付投資情報センター
2. 日本格付研究所
3. スタンダード・アンドプアーズ・レーティング・サービシズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー区分 / 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高						三月以上延滞エクスポージャー	
			貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ取引以外のオフ・バランス取引		債　券			
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
国内	85,184	86,430	42,963	42,902	12,580	18,154	2,293	2,618
国外	292	100	–	–	292	100	–	–
地域別合計	**85,477**	**86,531**	**42,963**	**42,902**	**12,872**	**18,254**	**2,293**	**2,618**
製造業	2,518	2,309	2,026	2,027	491	282	129	116
農業、林業	370	355	370	355	–	–	3	14
漁業	481	422	481	422	–	–	191	171
鉱業、採石業、砂利採取業	2	1	2	1	–	–	–	–
建設業	3,788	3,807	3,788	3,606	–	200	333	358
情報通信業	35	16	35	16	–	–	–	–
運輸業、郵便業	6,939	6,422	6,212	5,238	727	1,183	35	34
卸売業、小売業	2,224	2,330	1,723	1,928	500	402	98	80
金融、保険業	32,869	28,294	1,104	2,284	4,145	2,861	–	2
不動産業	5,146	4,706	5,047	4,706	99	–	926	848
電気、ガス、熱供給、水道業	213	204	4	3	209	200	–	–
物品賃貸業	182	349	182	349	–	–	–	–
学術研究、専門・技術サービス業	188	168	188	168	–	–	–	–
宿泊業	2,734	2,610	2,734	2,610	–	–	–	33
飲食業	686	663	686	663	–	–	9	8
生活関連サービス業、娯楽業	822	833	822	833	–	–	16	16
教育、学習支援業	8	6	8	6	–	–	–	–
医療、福祉	1,128	1,064	1,128	1,064	–	–	–	–
その他のサービス	1,191	1,166	1,181	1,105	2	53	44	467
国・地方公共団体等	7,892	14,497	1,251	1,673	6,641	12,823	–	–
個人	13,982	13,834	13,982	13,834	–	–	504	465
その他	2,068	2,464	–	–	55	246	–	–
業種別合計	**85,477**	**86,531**	**42,963**	**42,902**	**12,872**	**18,254**	**2,293**	**2,618**
1年以下	17,879	14,835	8,828	8,291	1,701	306		
1年超3年以下	10,067	9,013	2,543	2,416	824	1,797		
3年超5年以下	5,862	5,850	2,847	2,626	3,014	2,954		
5年超7年以下	3,431	3,694	2,582	2,256	749	1,438		
7年超	32,912	40,213	25,793	26,956	6,418	11,356		
期間の定めのないもの	15,323	12,924	367	355	163	402		
残存期間別合計	**85,477**	**86,531**	**42,963**	**42,902**	**12,872**	**18,254**		

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

		期末残高	期中の増減額
一般貸倒引当金	平成25年3月期	691	282
	平成26年3月期	650	△40
個別貸倒引当金	平成25年3月期	1,743	△1,267
	平成26年3月期	1,174	△569
合計	平成25年3月期	2,435	△984
	平成26年3月期	1,825	△609

(注)期首の残高および当期増加額、当期減少額については、46ページの貸倒引当金内訳をご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額			
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
製造業	57	53	△69	△4	30	–
農業、林業	–	8	–	8	–	–
漁業	47	36	6	△10	–	–
鉱業、採石業、砂利採取業	–	–	–	–	–	–
建設業	104	153	△146	13	967	–
情報通信業	–	–	△11	–	–	–
運輸業、郵便業	723	74	182	△648	24	42
卸売業、小売業	24	17	14	△7	–	0
金融、保険業	–	–	–	–	–	–
不動産業	340	302	△827	△37	66	9
電気、ガス、熱供給、水道業	–	–	–	–	–	–
物品賃貸業	–	–	–	–	–	–
学術研究、専門・技術サービス業	–	–	–	–	–	–
宿泊業	17	18	0	0	–	–
飲食業	–	–	△2	–	–	–
生活関連サービス業、娯楽業	59	60	18	1	–	–
教育、学習支援業	–	–	–	–	–	–
医療、福祉	–	–	△4	–	–	–
その他のサービス	39	143	△403	104	238	–
国・地方公共団体等	–	–	–	–	–	–
個人	293	305	△26	11	1	–
その他	–	–	–	–	–	–
業種別合計	1,743	1,174	△1,267	△569	1,328	52

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	平成25年3月期		平成26年3月期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	–	21,584	–	25,411
10%	–	2,576	–	2,056
20%	502	18,845	200	17,984
35%	–	3,918	–	3,285
50%	1,101	2,241	907	2,779
75%	–	10,046	–	10,217
100%	–	24,358	–	23,352
150%	–	300	–	335
250%	–	–	–	–
1,250%	–	–	–	–
その他	–	–	–	–
合計	85,477		86,531	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。

用語のご説明

・エクスポージャー
リスクにさらされている資産のことを指しており、貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

・リスク・ウェイト
自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や種類毎の掛目のことです。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判定をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸出金事務取扱規程」および「不動産担保取扱要領」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出金事務取扱規程」や各種契約書等に基づき、法的に有効である旨確認の上事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める規定・基準等により適切な事務取扱いならびに評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ信用保証協会保証があります。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証	
	平成25年3月期	平成26年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額	1,006	867	921	1,076
①ソブリン向け	－	－	－	－
②金融機関および第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
③法人等向け	408	332	－	－
④中小企業等・個人向け	454	452	859	1,011
⑤抵当権付住宅ローン	15	5	－	－
⑥不動産取得等事業向け	－	－	－	－
⑦三月以上延滞等	0	0	16	13
⑧上記以外	127	77	45	51

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、投資業務においては、主に有価証券運用の多様化の一環として購入しております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握すると共に、ALM委員会で検討協議し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、他の運用商品と共に有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定すると共に、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理をしております。

●保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

イ.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	100	－	100	－
(ⅰ)劣後ローンおよび優先出資	100	－	100	－
(ⅱ)住宅ローン	－	－	－	－
(ⅲ)自動車ローン	－	－	－	－
(ⅳ)上記を除く資産	－	－	－	－

ロ.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

●保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

イ.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	平成25年3月期		平成26年3月期		平成25年3月期		平成26年3月期	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
20%	−	−	−	−	−	−	−	−
50%	100	−	100	−	2	−	2	−
100%	−	−	−	−	−	−	−	−
350%	−	−	−	−	−	−	−	−
1,250%	−	−	−	−	−	−	−	−
(ⅰ)劣後ローンおよび優先出資	−	−	−	−	−	−	−	−
(ⅱ)住宅ローン	−	−	−	−	−	−	−	−
(ⅲ)自動車ローン	−	−	−	−	−	−	−	−
(ⅳ)上記を除く資産	−	−	−	−	−	−	−	−
合　計	100	−	100	−	2	−	2	−

(注) 1.所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスクウェイト×4%
2.「1,250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、平成24年度は資本控除した額、平成25年度はリスク・ウェイト1,250%を適用したエクスポージャーの額を記載しております。
なお、（ⅰ）～（ⅲ）は、自己資本から控除した証券化エクスポージャーの原資産の種類別の内訳です。

ロ.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

●保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分毎の内訳

該当ありません

●証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

(7) 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等について経営体力に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する出資等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式等については、財務諸表や運用報告をもとにした評価を適宜実施する等、内部管理規程に基づき適正な運用管理を行っています。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、株価指数の一定の変動幅を基に計測を行い、ALM委員会や経営会議においてその状況をモニタリングし、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、内部規程および一般に公正妥当と認められる企業会計慣行に従い適正な処理を行っています。

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額
上場株式	平成25年3月期	—	—	108	102	△5	1	7	—
	平成26年3月期	—	—	148	153	4	8	3	—
非上場株式	平成25年3月期	—	—	—	—	—	—	—	270
	平成26年3月期	—	—	—	—	—	—	—	270
合計	平成25年3月期	—	—	108	102	△5	1	7	270
	平成26年3月期	—	—	148	153	4	8	3	270

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価額に基づいております。
2.上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか、信金中央金庫普通出資金です。

●出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却額			株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	平成25年3月期	117	8	—	14
	平成26年3月期	62	16	—	—

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から生じる損失に係るリスクのことで、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて重要度の高いリスクであると認識し、リスク顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

種類	内容と当金庫の対応
事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことです。当金庫では、本部検査部門が営業店に対して定例的に臨店検査を実施する一方、営業店には店内検査の月例実施を義務づけているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程の整備と研修の実施等により事務処理水準向上や事故の未然防止のために万全の体制をとっています。
システムリスク	システムリスクとは、コンピューターシステムの故障・誤処理・不正利用・破壊や情報漏洩等により損失を被るリスクのことです。当金庫では、このリスクを排除・軽減するために、回線の二重化および情報漏洩防止等のセキュリティ対策を実施しています。
人的リスク	人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正およびセクシャルハラスメント等の差別的行為から生じる損失・損害をいいます。
有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害をいいます。
風評リスク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことです。 当金庫では、風評リスク管理規程および管理要領を作成し全ての役職員が対応できる内部体制を整備するとともに、お客様からの苦情やマスコミ報道等の風評関連情報を確認するなど、十分な管理態勢を確保しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、粗利益をベースに算出する基礎的手法を採用しています。

●オペレーショナル・リスク相当額

平成26年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、208百万円です。

(9) 金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる体制としております。

金利リスクは取ってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引受け、経営体力（自己資本）の範囲内でコントロールしていくものと認識しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定金利リスク（BPV法等）の計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度など、ALM／収益管理システムにより定期的に計測を行い、ALM委員会・経営会議等で協議検討し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

●内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要

銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）について、金利変動により発生するリスク量を見るものです。

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算出しております。

項　目		手法等の内容
計測手法		GPS計算方式（リスク量を計測する手法のひとつで、金利ショックに対する、年限毎の感応度から金利リスクを計測します。）
コア預金	対　象	流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
	算定方法	①過去5年間の最低残高 ②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額 3つのうち最小の額を上限
	満　期	5年以内（平均2.5年）
金利感応度資産・負債		預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
金利ショック幅		過去5年間の金利変動データに基づき統計処理（99%タイル値又は1%タイル値）によって求められた金利変動幅
リスク計測の頻度		月次（前月末基準）

（注）パーセンタイル値とは計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値のことです。

●金利ショックに対する損益・経済価値の増減額

（単位：百万円）

	平成25年3月期	平成26年3月期
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	296	594

■その他のリスクに関する事項

(1) 市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、為替、株式等さまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

●リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、市場リスクについて、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスクに対応するため、当金庫では市場リスクに関する事項を審議する機関としてALM委員会を設置し、リスク・収益の状況に基づき経営会議において市場リスクを一元的に管理する体制としております。加えて、市場リスク量を計測し、リスク量を自己資本の範囲内でリスクテイクを行う仕組みとし、その状況をモニタリングするとともに、定期的に経営会議へ報告しています。

リスク量については、BPV法によりリスク量を計測し管理しています。さらに、損益に影響を及ぼす可能性がある事象についてシミュレーションを実施し、将来の収益見通しに役立てています。

(2) 流動性リスクに関する事項

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、窓口やATMでの支払や決済資金が確保できなくなるリスクのことです。

●リスク管理の方針および手続の概要

流動性リスクについては、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。

また、日常の資金繰りに備えるため流動性リスクを適切に管理し、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しています。

資　料　編

資料編では、阿南信用金庫の財務諸表をはじめ、預金や融資の計数実績、経営指標などを紹介しております。
阿南信用金庫をより深くご理解いただくためにも是非お目通し下さい。

資　料　編　目　次

35　貸借対照表
37　損益計算書
38　剰余金処分計算書
38　会計監査人の監査について
38　財務諸表作成に係る内部監査の有効性の確認について
39　貸借対照表の注記
40　損益計算書の注記
41　役職員の報酬体系
42　主要な経営指標の推移
43　経営指標
43　諸比率
44　預金・為替業務関係
44　貸出金関係
46　有価証券関係
47　金銭の信託関係
47　出資金関係
48　不良債権関係
50　阿南信用金庫のあゆみ
51　子会社・関連会社・信用金庫業界関連会社
52　開示項目一覧

■貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

科目	平成25年3月期	平成26年3月期
(資産の部)		
現金	924	1,134
預け金	27,218	22,758
金銭の信託	100	100
有価証券	13,158	18,488
国債	3,799	8,601
地方債	3,014	4,343
社債	5,681	4,906
株式	109	160
その他の証券	553	476
貸出金	42,048	42,215
割引手形	154	139
手形貸付	6,893	6,390
証書貸付	33,589	34,400
当座貸越	1,411	1,284
その他資産	584	566
未決済為替貸	9	2
信金中金出資金	256	256
前払費用	0	−
未収収益	99	107
その他の資産	219	200
有形固定資産	871	893
建物	250	238
土地	598	598
その他の有形固定資産	22	57
無形固定資産	5	9
ソフトウェア	2	5
その他の無形固定資産	3	3
繰延税金資産	12	−
債務保証見返	707	481
貸倒引当金	△2,435	△1,825
(うち個別貸倒引当金)	(△1,743)	(△1,174)
資産の部合計	83,196	84,822

資産
お預りした預金を、どのように運用しているかの内訳で、貸出金や預け金、有価証券による運用などがあります。また、土地、建物などの保有資産の状況も表しています。

預け金
当金庫が他の金融機関に預けている資金です。当金庫では主に信金中央金庫の普通預金、定期預金などがあります。

有価証券
国債や社債などの有価証券に投資した資金です。

未決済為替貸
他の金融機関からの振込などをお客様へ支払った場合の相手金融機関への一時的な立替払いを表したものです。

繰延税金資産
税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の額を表したものです。

債務保証見返
お客様の債務を保証した場合の、そのお客様に対する求償権等を表したものです。

貸倒引当金
貸出金などに対して将来の貸倒損失に備えて、あらかじめ積み立てたものです。

貸借対照表(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科目	平成25年3月期	平成26年3月期
(負債の部)		
預金積金	78,532	79,370
当座預金	562	742
普通預金	17,111	17,967
貯蓄預金	73	71
通知預金	0	0
定期預金	58,422	57,943
定期積金	2,218	2,227
その他の預金	143	417
借用金	−	500
借入金	−	500
その他負債	199	210
未決済為替借	14	9
未払費用	118	130
給付補填備金	7	6
未払法人税等	0	2
前受収益	26	31
払戻未済金	0	0
払戻未済持分	0	−
職員預り金	21	18
その他の負債	10	10
賞与引当金	29	30
退職給付引当金	24	36
役員退職慰労引当金	38	42
偶発損失引当金	1	1
繰延税金負債	−	45
再評価に係る繰延税金負債	3	3
債務保証	707	481
負債の部合計	79,537	80,722
(純資産の部)		
出資金	812	1,135
普通出資金	812	1,135
利益剰余金	2,652	2,763
利益準備金	290	290
その他の利益剰余金	2,361	2,472
特別積立金	3,868	2,268
(うち目的積立金)	(360)	(360)
当期未処分剰余金(△は当期未処理損失金)	△1,507	203
(うち当期純利益(△は当期純損失))	(△1,573)	(137)
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	3,464	3,899
その他有価証券評価差額金	186	192
土地再評価差額金	8	8
評価・換算差額等合計	194	200
純資産の部合計	3,659	4,099
負債及び純資産の部合計	83,196	84,822

負債
ご融資している資金をどのように調達しているかを表しており、そのほとんどが皆様からお預りしている預金です。

未決済為替借
お客様から振込依頼を受けた時などに、相手金融機関に支払うまでの間、一時的に預かっておく勘定です。

給付補填備金
定期積金の各口座の掛け込み状況に基づき、初回掛け込みから期末までに発生した給付補填金(利息相当分)の所要額を保留しているものです。

偶発損失引当金
金融機関と信用保証協会との責任共有制度に基づき、将来発生する可能性のある負担額を計上したものです。

債務保証
お客様に対して直接融資する代わりに、当金庫が保証することによって他から融資を受けた場合に、当金庫が債権者に対して負っている保証債務です。主なものに信金中央金庫、日本政策金融公庫等の代理貸付に伴って行われる保証などがあります。

利益剰余金
毎期の利益の積立金です。利益準備金、特別積立金、当期未処分剰余金などで構成されています。

当期未処分剰余金
総代会で剰余金の処分が決定するまでの間、「当期純利益」および「前期繰越金」等を合算したものです。計数が△表示の場合は、当期未処理損失金を表します。

会員勘定
会員の皆様から受け入れた出資金や経営の成果として得られた利益金を合算したものです。

■損益計算書

(単位：千円)

科目	平成25年3月期	平成26年3月期
経常収益	1,690,597	1,594,632
資金運用収益	1,348,545	1,324,002
貸出金利息	1,124,434	1,061,390
預け金利息	96,871	96,883
有価証券利息配当金	120,837	158,029
その他の受入利息	6,402	7,699
役務取引等収益	78,203	82,931
受入為替手数料	25,705	25,909
その他の役務収益	52,498	57,022
その他業務収益	247,199	134,172
国債等債券売却益	230,622	130,758
その他の業務収益	16,576	3,413
その他経常収益	16,648	53,526
償却債権取立益	−	27,485
株式等売却益	9,230	16,106
金銭の信託運用益	1,325	662
その他の経常収益	6,092	9,271
経常費用	3,295,366	1,381,386
資金調達費用	100,080	97,234
預金利息	97,321	93,476
給付補填備金繰入額	2,642	2,986
借用金利息	−	667
その他の支払利息	115	103
役務取引等費用	112,045	105,194
支払為替手数料	10,505	10,773
その他の役務費用	101,540	94,420
その他業務費用	135	111
その他の業務費用	135	111
経費	945,886	928,312
人件費	597,170	577,162
物件費	339,155	341,086
税金	9,559	10,062
その他経常費用	2,137,218	250,534
貸倒引当金繰入額	784,738	196,947
貸出金償却	1,328,512	52,826
株式等償却	14,591	−
その他資産償却	2,300	84
その他の経常費用	7,076	675
経常利益(△は経常損失)	△1,604,769	213,246
特別損失	29,314	544
固定資産処分損	107	544
減損損失	29,207	−
税引前当期純利益(△は税引前当期純損失)	△1,634,084	212,701
法人税、住民税及び事業税	2,228	4,492
法人税等調整額	△63,080	70,649
当期純利益(△は当期純損失)	△1,573,232	137,560
繰越金(当期首残高)	72,961	66,202
土地再評価差額金取崩額	△6,831	−
当期未処分剰余金(△は当期未処理損失金)	△1,507,102	203,762

資金運用収益
貸出金や有価証券の利息など当金庫が資金を運用して得た利息収益のことです。この利息収益のなかで最大のものは貸出金として運用されて得た利息収益です。

役務取引等収益
お客様から受け入れた振込手数料やその他の受入手数料などの収益です。

資金調達費用
資金を調達するために支払った費用のことです。この費用の大部分は預金利息です。

役務取引等費用
為替の取次ぎ手数料や債務保証を受けた場合に支払う保証料など、他から受けた役務の対価として支払う費用です。

貸倒引当金繰入額
貸出金などに対して将来の貸倒損失に備えて、あらかじめ積み立てた費用です。

貸出金償却
回収見込みのない貸出金などを貸倒処理したものです。

法人税等調整額
税効果会計の適用により計上される法人税、住民税および事業税の調整額です。

当期未処分剰余金
総代会にて処分方法の決議がなされる剰余金です。
計数が△表示の場合は、当期未処理損失金を表します。

■剰余金処分計算書

(単位：円)

科　　目	平成25年3月期	平成26年3月期
当期未処分剰余金(△は当期未処理損失金)	△1,507,102,391	203,762,497
(うち当期純利益(△は当期純損失))	△1,573,232,395	137,560,323
(うち繰越金(当期首残高))	72,961,627	66,202,174
(うち土地再評価差額金取崩額)	△6,831,623	－
積立金取崩額	1,600,000,000	－
(うち経営安定強化積立金取崩額)	－	－
計	92,897,609	203,762,497
剰余金処分額	26,695,435	122,458,821
利益準備金	－	50,000,000
特別積立金	－	30,000,000
普通出資に対する配当金	26,695,435	42,458,821
(配当率)	(年4%)	(年4%)
繰越金(当期末残高)	66,202,174	81,303,676

■会計監査人の監査について

決算関係書類については、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、「四国松山凜監査法人」の監査を受けております。

■財務諸表作成に係る内部監査の有効性等の確認について

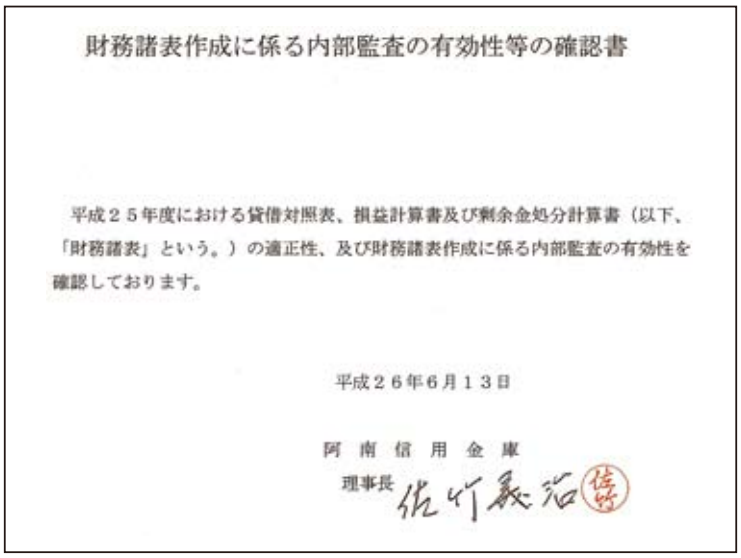

財務諸表作成に係る内部監査の有効性等の確認書

平成２５年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成２６年６月１３日

阿南信用金庫
理事長 佐竹義治

貸借対照表の注記(平成26年3月期)

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記2.と同じ方法により行っております。
4. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　19年～39年
その他の有形固定資産　　3年～20年
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年）に基づいて償却しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
上記以外の債権については、債務者の支払能力を総合的に判断し、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
なお、これまで当金庫の内航海運業を営む企業に対する融資については、その船舶の購入代金が多額になること、その船舶を稼働して船舶代金を回収する期間が長期に渡ること等、内航海運業の特殊性を考慮し、債権額の貸倒引当を行ってきました。しかしながら最近の業界の状況、特殊事情、さらには、より健全なる会計上の見積計算のため、当事業年度より次の方式による特定引当処理としての貸倒引当金計上をすることとしました。
内航海運業の特定引当の見積は、基準年月までの予想債権額からリプレイス時の処分可能見込額等の控除額を差し引いた残額を、基準年度までの残存年数で除して1年分を算定しており、当事業年度における計上額は169百万円であります。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,584百万円であります。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異　各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を（それぞれ発生の翌事業年度から）費用処理
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算出することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
①制度全体の積立状況に関する事項　（平成25年3月31日現在）
年金資産の額　1,476,279百万円
年金財政計算上の給付債務の額　1,698,432百万円
差引額　△222,153百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合　（平成25年3月分）
0.0355%
③補足説明
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高225,441百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であります。
9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上するための引当金であり、当金庫も睡眠預金に対する処理額と返還請求に応じた額の推移を比較した結果、金額が僅少であり重要性も少ないことから引当金の計上をしておりません。
11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
12. 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
14. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額208百万円
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 ― 百万円
16. 有形固定資産の減価償却累計額817百万円
17. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
18. 貸出金のうち、破綻先債権額は、504百万円、延滞債権額は2,284百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は58百万円であります。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は260百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,108百万円であります。なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は139百万円であります。
23. 担保に供している資産は、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引担保として、預け金1,501百万円、有価証券52百万円を差し入れております。
24. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
再評価を行った年月日　平成14年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法　土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める算定方法を原則として、一部の土地については、第4号に定める算定方法に基づいております。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　△344百万円
25. 出資１口当たりの純資産額1,805円05銭
26. 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当金庫は、貸出金事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査管理部により行われ、また、定期的に経営陣による融資委員会や経営会議を開催し、審議・報告を行っております。
さらに、与信管理の状況については、審査管理部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
②市場リスクの管理
(ⅰ)金利リスクの管理
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
リスク管理規程、統合リスク管理規程等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、経営会議において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、BPV法やGPS法等によりモニタリングを行い、月次ベースで経営会議に報告しております。
(ⅱ)為替リスクの管理
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
(ⅲ)価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の方針に基づき、経営会議を統括管理部門として監督の下、資金運用基準に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の管理のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は総務部を通じ、理事会及び経営会議において定期的に報告されております。
③資金調達に係る流動性リスクの管理
当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
27. 金融商品の時価等に関する事項
平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式は、次表には含めておりません ((注2)参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1)預け金	22,758	22,886	127
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	386	394	7
その他有価証券	18,101	18,101	―
(3)貸出金(＊1)	42,215		
貸倒引当金(＊2)	△1,825		
	40,389	41,727	1,338
金融資産計	82,771	84,243	1,738
(1)預金積金	79,370	79,499	129
(2)借用金	500	506	6
金融負債計	79,870	80,006	135

(＊1)貸出金、預け金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
(＊2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価等の算定方法
金融資産
(1)預け金
満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。
(2)有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については28.29.に記載しております。
(3)貸出金
貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）
② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いた価額
金融負債
(1)預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利（LIBOR、SWAP）を用いております。
(2)借用金
借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利のよるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利（LIBOR、SWAP）で割り引いて現在価値を算定し、その結果を時価に代わる金額として記載しております。
(注2)時価を把握することが極めて困難と思われる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式(＊1)	6
合　計	6

(＊1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

28. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。
満期保有目的の債券

	種　類	貸借対照表計上額(百万円)	時　価(百万円)	差　額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－
	地方債	334	341	7
	短期社債	－	－	－
	社債	52	52	0
	その他	－	－	－
	小　計	386	394	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	短期社債	－	－	－
	社債	－	－	－
	その他	－	－	－
	小　計	－	－	－
合　計		386	394	7

その他有価証券

	種　類	貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差　額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	100	92	8
	債券	15,487	15,251	235
	国債	7,735	7,644	90
	地方債	3,012	2,956	56
	短期社債	－	－	－
	社債	4,739	4,650	88
	その他	284	256	28
	小　計	15,872	15,600	272
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	59	63	△3
	債券	2,026	2,029	△2
	国債	915	915	0
	地方債	996	999	△3
	短期社債	－	－	－
	社債	114	114	△0
	その他	142	142	△0
	小　計	2,229	2,235	△6
合　計		18,101	17,836	265

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	62	16	－
債券	6,644	130	－
国債	5,341	85	－
地方債	500	25	－
短期社債	－	－	－
社債	803	19	－
その他	－	－	－
合　計	6,706	146	－

30. 満期保有目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの(百万円)	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの(百万円)
満期保有目的の金銭の信託	100	100	0	0	－

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

31. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,806百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが4,375百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	1,323百万円
未収利息	15
役員退職慰労引当金繰入額	11
固定資産の減損損失額	8
賞与引当金繰入限度超過額	8
その他	54
繰延税金資産小計	1,421
評価性引当額	△1,393
繰延税金資産合計	28
繰延税金負債	
有価証券時価評価差益	73
繰延税金負債合計	73
繰延税金負債の純額	45

(追加情報)
「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年３月31日に公布され、平成26年４月１日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29.7%から27.6%となります。この税率変更により、繰延税金負債は3百万円減少し、法人税等調整額は2百万円増加しております。再評価に係る繰延税金負債は0.2百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。
(会計方針の変更)
有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）は定額法。）を採用しておりましたが、当事業年度から定額法に変更しております。
この変更は、有形固定資産の使用実態を見直した結果、毎期平均的に使用される実態が見込まれることから、より合理的な費用配分を図るために実施したものであります。
この変更に伴い、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費は10百万円減少し、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ10百万円増加しております。

損益計算書の注記(平成26年3月期)

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額64円83銭

役職員の報酬体系

■対象役員の報酬体系について

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

ａ．決定方法　ｂ．支払手段　ｃ．決定時期と支払時期

(2)平成25年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区　　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	71

(注) 1.　対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です（期中に退任した者を含む）。
2.　上記の内訳は、「基本報酬」63百万円、「賞与」一百万円、「退職慰労金」7百万円となっております。
なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。
「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第１３２条第１項第６号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成２４年３月２９日付金融庁告示第２２号）第３条第１項第３号および第５号に該当する事項はありませんでした。

■対象職員等の報酬体系について

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成25年度において、対象職員等に該当する者はおりませんでした。

(注) 1.　対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.　「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、平成25年度においては該当する会社はありませんでした。
3.　「同等額」は、平成25年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4.　平成25年度においては「当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者」はおりませんでした。

資料編

経営指標

■主要な経営指標の推移

(単位：表上に記載)

	単位	平成22年3月期	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
経常収益	千円	1,932,243	1,836,888	1,828,585	1,690,597	1,594,632
経常利益(△は経常損失)	千円	30,579	△1,298,769	301,423	△1,604,769	213,246
当期純利益(△は当期純損失)	千円	27,030	△1,541,976	128,828	△1,573,232	137,560
出資総額	百万円	270	271	407	812	1,135
出資総口数	千口	541	542	814	1,625	2,271
純資産額	百万円	6,086	4,555	4,765	3,659	4,099
総資産額	百万円	81,792	81,435	83,607	83,196	84,822
預金積金残高	百万円	74,272	75,382	77,572	78,532	79,370
貸出金残高	百万円	49,455	49,656	48,041	42,048	42,215
有価証券残高	百万円	16,197	14,213	15,239	13,158	18,488
単体自己資本比率	%	13.70	10.66	11.16	9.12	10.61
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	% 円	4.0 (20)	4.0 (20)	4.0 (20)	4.0 (20)	4.0 (20)
役員数	人	16	16	14	13	15
(うち常勤役員数)	人	7	7	6	5	7
職員数	人	107	100	96	88	87
会員数	人	7,577	7,569	7,671	7,795	7,919

(注) 1. 出資に対する配当金は1口（500円）に対する配当金です。
2. 単体自己資本比率は、信用金庫法第89条において準用する銀行法第14条の2に基づく告示に定められた算式に基づき算出しております。
なお、平成26年3月期からは新しい自己資本比率規制に基づいており、当金庫は国内基準を採用しております。

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	84,998	1,348	1.58	84,081	1,324	1.57
うち貸出金	46,259	1,124	2.43	42,810	1,061	2.47
うち預け金	27,021	96	0.35	23,736	96	0.40
うち有価証券	11,461	120	1.05	17,278	158	0.91
資金調達勘定	78,430	100	0.12	79,854	97	0.12
うち預金積金	78,610	99	0.12	79,887	96	0.12
うち借用金	−	−	−	78	0	0.85
資金運用収支	1,248			1,226		
運用調達利回差	1.46			1.45		

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を控除しています。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。
3. 資金運用収支＝資金運用勘定－資金調達勘定

■受取利息・支払利息の分析

(単位：千円)

	平成25年3月期			平成26年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	41,160	△219,553	△184,287	△14,548	△9,994	△24,542
うち貸出金	△66,589	△52,349	△116,128	△83,839	20,796	△63,043
うち預け金	36,060	△45,971	△23,663	△11,775	11,786	11
うち有価証券	△17,718	△29,990	△44,493	61,327	△24,135	37,192
支払利息	1,737	△7,598	△5,985	1,817	△4,662	△2,845
うち預金積金	1,874	△7,726	△5,989	1,624	△5,125	△3,501
うち借用金	−	−	−	−	−	−

(注) 1. 残高および利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減要因に含めております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

用語のご説明

・業務純益

業務純益とは、金融機関の基本的な業務の成果を示す金融機関固有の利益指標です。具体的には、業務粗利益から業務遂行に必要とされる費用、つまり貸倒引当金の純繰入額と、経費（除く臨時費用）を控除したものです。
また、この業務純益は、有価証券の含み益等と同様に、貸倒れ発生の際の償却能力を判断する基準ともなります。

経営指標

■業務粗利益

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
業務純益	251	469
資金運用収支(資金利益)	1,248	1,226
資金運用収益	1,348	1,324
資金調達費用	100	97
役務取引等収支(役務取引等利益)	△33	△22
役務取引等収益	78	82
役務取引等費用	112	105
その他業務収支(その他業務利益)	247	134
その他業務収益	247	134
その他業務費用	0	0
業務粗利益	1,461	1,338
業務粗利益率(%)	1.71	1.59

(注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

■その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
その他業務収益	247	134
国債等債券売却益	230	130
国債等債券償還益	–	–
その他の業務収益	16	3
その他の業務費用	0	0
国債等債券売却損	–	–
国債等債券償還損	–	–
国債等債券償却	–	–
その他の業務費用	0	0
その他業務利益	247	134

■経費の内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
人件費	597	577
報酬給与手当	445	428
退職給付費用	46	41
その他	75	107
物件費	339	341
事務費	148	148
うち旅費・交通費	3	2
うち通信費	21	20
うち事務機械賃借料	4	2
うち事務委託費	75	73
固定資産費	62	60
うち土地建物賃借料	10	6
うち保全管理費	37	36
事業費	28	36
うち広告宣伝費	11	18
うち交際費・寄贈費・諸会費	13	14
人事厚生費	12	16
有形固定資産償却	31	22
無形固定資産償却	2	2
預金保険料	52	53
税金	9	10
合計	945	928

■役務取引の状況

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
役務取引等収益	78	82
受入為替手数料	25	25
その他の受入手数料	25	28
その他の役務収益	26	28
役務取引等費用	112	105
支払為替手数料	10	10
その他の支払手数料	2	1
その他の役務費用	99	92
役務取引等利益	△33	△22

■預貸率

(単位：%)

	平成25年3月期	平成26年3月期
期末預貸率	53.54	53.18
期中平均預貸率	58.84	53.58

(注) 預貸率＝貸出金／預金積金残高×100　この比率は、預金量に対して貸出量がどのくらいあるかを示すものです。

■預証率

(単位：%)

	平成25年3月期	平成26年3月期
期末預証率	16.75	23.29
期中平均預証率	14.58	21.62

(注) 預証率＝有価証券残高／預金積金残高×100　この比率は、預金量に対する有価証券の保有割合を示すものです。

■常勤役職員1人当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
預金残高	844	844
貸出金残高	452	449

■1店舗当たり預金残高・貸出金残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
預金残高	9,816	9,921
貸出金残高	5,256	5,276

■総資産利益率

(単位：%)

	平成25年3月期	平成26年3月期
総資産経常利益率	△1.90	0.25
総資産当期純利益率	△1.86	0.16

(注) 総資産経常利益率＝経常(当期純)利益／総資産平均残高(除く債務保証見返)×100　この比率は、資産規模に対する利益を見る指標であり、一般にROA (Return On Asset) と呼ばれています。

■総資金利鞘

(単位：%)

	平成25年3月期	平成26年3月期
資金運用利回り	1.58	1.57
資金調達原価率	1.31	1.26
総資金利鞘	0.27	0.31

(注) 総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率
この指標は運用資金全体の収益力を見る指標です。

預金関係・為替業務関係

■預金科目別残高

(単位：百万円、%)

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	17,747	22.5	17,472	22.2	18,781	23.6	18,714	23.4
当座預金	562	0.7	602	0.7	742	0.9	629	0.7
普通預金	17,111	21.7	16,797	21.3	17,967	22.6	18,009	22.5
貯蓄預金	73	0.0	71	0.0	71	0.0	75	0.0
通知預金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
定期性預金計	60,641	77.2	61,032	77.6	60,171	75.8	61,064	76.4
定期預金	58,422	74.3	58,659	74.6	57,943	73.0	58,907	73.7
定期積金	2,218	2.8	2,372	3.0	2,227	2.8	2,157	2.7
その他	143	0.1	105	0.1	417	0.5	107	0.1
合計	78,532	100.0	78,610	100.0	79,370	100.0	79,887	100.0

(注) 1. その他＝別段預金＋納税準備預金です。なお、譲渡性預金は該当がありません。
2. 上記の流動性預金のうち無利息預金残高は平成26年3月末1,884百万円 (内訳・当座預金742百万円＋無利息の普通預金1,142百万円)

■定期預金種類別残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
定期預金	58,422	57,943
固定金利定期預金	58,314	57,838
変動金利定期預金	106	103
その他	1	1

(注) その他＝規制金利定期預金＋財形貯蓄

■預金者別預金残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
個人	72,761	72,621
一般法人	4,863	5,383
金融機関・公金	906	1,365
合計	78,532	79,370

■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
一般財形	196	206
住宅財形	7	7
年金財形	72	67
合計	276	281

■会員・会員外別預金残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
会員	22,678	23,641
会員外	55,854	55,729
合計	78,532	79,370

■為替業務(内国為替業務)

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
送金・振込	78,369	78,030
仕向為替	38,482	35,063
被仕向為替	39,887	42,967

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
代金取立	448	452
仕向為替	333	357
被仕向為替	115	95

貸出金関係

■貸出金科目別残高

(単位：百万円、%)

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	期末残高	構成比	平均残高	構成比	期末残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	154	0.3	234	0.5	139	0.3	128	0.2
手形貸付	6,893	16.3	9,230	19.9	6,390	15.1	6,631	15.4
証書貸付	33,589	79.8	35,300	76.3	34,400	81.4	34,724	81.1
当座貸越	1,411	3.3	1,494	3.2	1,284	3.0	1,326	3.0
合計	42,048	100.0	46,259	100.0	42,215	100.0	42,810	100.0

■固定金利・変動金利別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
固定金利	16,154	17,241
変動金利	25,893	24,973
合計	42,048	42,215

■会員・会員外別貸出金残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
会員	38,840	37,346
会員外	3,208	4,869
合計	42,048	42,215

事業の状況

■貸出金資金使途別残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
設備資金	28,678	27,707
運転資金	13,369	14,507
合計	42,048	42,215

■個人向けローン残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
消費者ローン	1,427	1,550
うちカードローン	792	729
住宅ローン	12,634	12,221
合計	14,062	13,771

■貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
当金庫預金積金	985	808
有価証券	96	126
動産	46	27
不動産	18,509	16,651
その他	–	72
小計	19,639	17,685
信用保証協会・信用保険	2,048	2,202
保証	3,625	3,879
信用	16,735	18,448
合計	42,048	42,215

■債務保証見返の内訳

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
当金庫預金積金を担保に徴して行う保証	5	5
金融機関の業務の代理に付随して行う保証	691	460
信金中央金庫	659	433
日本政策金融公庫	31	27
その他	–	–
その他の保証	10	15
合計	707	481

■代理貸付残高

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
信金中央金庫	659	433
日本政策金融公庫	129	117
住宅金融支援機構	843	704
中小企業基盤整備機構	0	0
福祉医療機構	0	0
合計	1,632	1,254

■貸出金業種別残高

(単位：先、百万円、%)

業種区分	平成25年3月期			平成26年3月期		
	先数	金額	構成比	先数	金額	構成比
製造業	40	1,980	4.7	41	1,967	4.6
農業、林業	20	273	0.6	19	270	0.6
漁業	27	272	0.6	19	271	0.6
鉱業、採石業、砂利採取業	–	–	–	–	–	–
建設業	100	3,503	8.3	90	3,327	7.8
電気、ガス、熱供給、水道業	1	2	0.0	1	2	0.0
情報通信業	2	35	0.0	2	16	0.0
運輸業、郵便業	32	5,666	13.4	29	4,898	11.6
卸売業、小売業	93	1,500	3.5	90	1,701	4.0
金融業、保険業	5	1,070	2.5	6	2,249	5.3
不動産業	69	4,677	11.1	66	4,368	10.3
物品賃貸業	1	181	0.4	2	348	0.8
学術研究、専門・技術サービス業	8	105	0.2	7	104	0.2
宿泊業	16	2,731	6.4	16	2,607	6.1
飲食業	42	553	1.3	44	527	1.2
生活関連サービス業、娯楽業	20	640	1.5	21	661	1.5
教育、学習支援業	1	3	0.0	1	1	0.0
医療、福祉	19	1,048	2.4	20	987	2.3
その他のサービス	39	1,058	2.5	37	1,009	2.3
小計	535	25,307	60.1	511	25,323	59.9
地方公共団体	2	1,250	2.9	2	1,672	3.9
個人(住宅・消費・納税資金等)	3,213	15,490	36.8	3,208	15,219	36.0
合計	3,750	42,048	100.0	3,721	42,215	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■貸出金金額段階別残高

(単位：先、百万円)

	平成25年3月期		平成26年3月期	
	先　数	残　高	先　数	残　高
100万円未満	1,603	587	1,600	582
100万円以上1千万円未満	1,161	4,698	1,158	4,524
1千万円以上3千万円未満	666	11,514	654	11,374
3千万円以上5千万円未満	66	2,399	71	2,623
5千万円以上1億円未満	56	3,756	51	3,294
1億円以上5億円未満	44	10,049	50	10,756
5億円以上	13	9,042	13	9,060
合計	3,609	42,048	3,597	42,215

■貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成25年3月期	408	691	–	408	691
	平成26年3月期	691	650	–	691	650
個別貸倒引当金	平成25年3月期	3,011	1,743	1,769	1,241	1,743
	平成26年3月期	1,743	1,174	806	937	1,174
合計	平成25年3月期	3,419	2,435	1,769	1,650	2,435
	平成26年3月期	2,435	1,825	806	1,628	1,825

■貸出金償却等（与信費用）

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
貸出金償却額	1,333	52
一般貸倒引当金純繰入額	282	△40
個別貸倒引当金純繰入額	502	237
債権売却損等	0	△27
合計	2,118	222

有価証券関係

■有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

平成25年3月期	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	3,902	822	3,110	846	3,054	670	173	13,158
国債	2,702	105	200	–	399	–		3,799
地方債	500	364	99	313	1,499	150		3,014
社債	700	353	2,610	332	1,155	420		5,681
株式							109	109
その他有価証券	–	–	200	200	–	100	64	553
うち外国債券	–	–	200	200	–	100		500

(注)短期社債は該当がありません。

(単位：百万円)

平成26年3月期	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合計
有価証券	3,308	1,793	2,949	1,663	6,130	1,976	386	18,488
国債	3,108	–	1,201	858	2,227	1,117		8,601
地方債	–	334	313	100	3,102	440		4,343
社債	200	1,458	1,334	604	801	418		4,906
株式							160	160
その他有価証券	–	–	100	100	–	–	226	476
うち外国債券	–	–	100	100	–	–		200

(注)短期社債は該当がありません。

事業の状況

■有価証券残高

(単位：百万円、%)

	平成25年3月期				平成26年3月期			
	残　高	構成比	平均残高	構成比	残　高	構成比	平均残高	構成比
国債	3,799	28.8	3,383	29.5	8,601	46.5	8,000	46.3
地方債	3,014	22.9	1,872	16.3	4,343	23.4	3,724	21.5
社債	5,681	43.1	5,247	45.7	4,906	26.5	4,891	28.3
株式	109	0.8	158	1.3	160	0.8	118	0.6
外国証券	497	3.7	717	6.2	205	1.1	416	2.4
その他の証券	55	0.4	81	0.7	270	1.4	126	0.7
合計	13,158	100.0	11,461	100.0	18,488	100.0	17,278	100.0

(注) その他の証券は、投資信託およびその他の証券の合計です。また、短期社債は該当がありません。

■有価証券の時価情報

①売買目的有価証券　　該当ありません

②満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	平成25年3月期					平成26年3月期				
	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
国債	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方債	364	376	12	12	－	334	341	7	7	－
社債	52	53	0	0	－	52	52	0	0	－
その他	200	185	△14	－	14	－	－	－	－	－
合計	619	614	△2	12	14	386	394	7	7	－

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 短期社債は該当がありません。

③子会社・子法人等株式および関連法人等株式で時価のあるもの　　該当ありません

④その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	25年3月期					26年3月期				
	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損
株式	115	109	△5	1	7	148	153	4	8	3
債券	12,206	12,495	289	297	8	17,233	17,464	230	235	4
国債	3,705	3,799	93	93	－	8,512	8,601	89	90	0
地方債	2,927	3,014	86	86	－	3,956	4,009	52	56	3
社債	5,572	5,681	109	117	8	4,765	4,853	88	88	0
その他	564	553	△11	6	17	446	476	29	30	0
合計	12,886	13,158	272	305	33	17,829	18,094	265	273	8

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
3. 短期社債は該当がありません。

■時価のない有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
その他の有価証券	6	6
うち非上場株式	6	6

■公共債引受額の推移

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
国債	－	－
政府保証債	49	57
合計	49	57

金銭の信託関係

■金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託　　該当ありません

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

平成25年3月期					平成26年3月期				
貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
100	100	0	0	－	100	100	0	0	－

③その他の金銭の信託　　該当ありません

出資金関係

■出資金

(単位：百万円)

	平成25年3月期	平成26年3月期
出資金	812	1,135
うち普通出資金	812	1,135

■会員数

(単位：人)

	平成25年3月期	平成26年3月期
会員数	7,795	7,919
うち個人	7,029	7,152
うち法人	766	767

不良債権関係

■信用金庫法に基づくリスク管理債権の状況

平成26年3月期の「破綻先債権額」、「延滞債権額」、「3ヵ月以上延滞債権額」および「貸出条件緩和債権額」合計は、3,108百万円であります。このうち担保・保証等で1,697百万円が保全されており、さらに貸倒引当金として1,336百万円を引当てておりますので、実質的なリスク管理債権額は、73百万円となります。これは、総貸出の0.1%であり、経営体力（自己資本額4,265百万円、個別貸倒引当金1,174百万円の合計5,440百万円）の1.3%で全く心配なく、将来においても懸念のないものと思われます。

また、引当が行われていない73百万円については、返済が継続されているものもあり、償却・引当事由に該当しないため引当が行えないもので、実質的な会計上の処理はすべて終了しております。

●リスク管理債権額

(単位：百万円)

区分		残高	担保・保証額	貸倒引当金	保全率 (%)
破綻先債権	平成25年3月期	523	262	261	100.00
	平成26年3月期	504	239	265	100.00
延滞債権	平成25年3月期	3,070	1,492	1,480	96.81
	平成26年3月期	2,284	1,361	908	99.34
3ヵ月以上延滞債権	平成25年3月期	58	33	25	100.00
	平成26年3月期	58	30	27	100.00
貸出条件緩和債権	平成25年3月期	163	65	76	86.50
	平成26年3月期	260	66	136	77.54
合計	平成25年3月期	3,816	1,854	1,843	96.88
	平成26年3月期	3,108	1,697	1,336	97.62

(注) 1. 破綻先債権とは、自己査定における破綻先に対する貸出金であります。
自己査定における破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいいます。
2. 延滞債権とは、自己査定における実質破綻先・破綻懸念先に対する貸出金です。
自己査定における実質破綻先とは、法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者をいいます。また、破綻懸念先とは、現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいいます。
3. 破綻先・実質破綻先・破綻懸念先の未収利息は収益不計上としております。
4. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」および「延滞債権」に該当しない貸出金です。
5. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。当金庫の場合、金利減免、利息の支払猶予、債権放棄等に該当するものは無く、延滞債権ではないが売上不振などにより元金の返済を猶予するなどの貸出条件を緩和したものを抽出しております。
6. なお、これらの開示額は担保処分による回収見込み額や既に引き当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
7. 担保・保証額は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっています。
9. 保全率＝（貸倒引当金＋担保・保証）／リスク管理債権

事業の状況

●経営体力・リスク管理債権（平成26年3月期）

(単位：百万円)

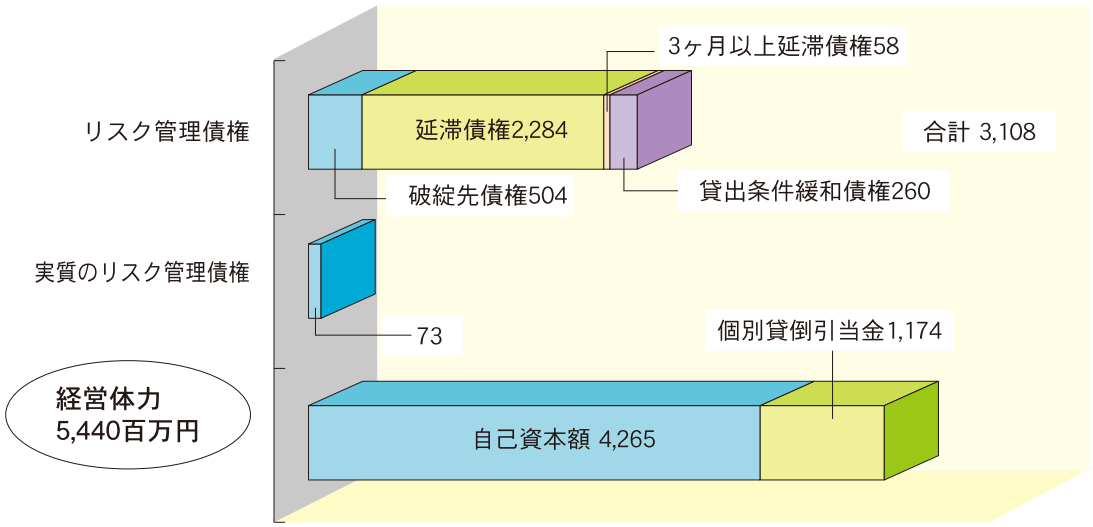

■金融再生法に基づくリスク開示債権の状況

金融再生法に基づく不良債権3,291百万円について、担保・保証、引当等による保全率は97.75%となっています。また、保全が行われていない部分については、返済が継続されているものもあり、償却・引当事由に該当しないため引当が行えないもので、実質的な会計上の処理はすべて終了しております。

●金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

区分		開示残高(A)	保全額(B)			保全率 (B)/(A)	引当率 (D)/(A-C)
				担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)		
金融再生法上の不良債権	平成25年3月期	4,000	3,881	2,035	1,845	97.02	93.89
	平成26年3月期	3,291	3,217	1,879	1,338	97.75	94.77
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年3月期	2,649	2,649	1,770	878	100.00	100.00
	平成26年3月期	2,659	2,659	1,633	1,026	100.00	100.00
危険債権	平成25年3月期	1,128	1,031	166	864	91.40	89.81
	平成26年3月期	312	297	148	148	95.12	90.67
要管理債権	平成25年3月期	222	200	99	101	90.09	82.11
	平成26年3月期	318	260	96	163	81.65	73.66
正常債権	平成25年3月期	38,971					
	平成26年3月期	39,621					
合計	平成25年3月期	42,972					
	平成26年3月期	42,912					

(注) 1. 資産査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」第6条に基づき、貸借対照表の貸付有価証券、貸出金、および外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金ならびに債務保証見返の各勘定について債務者の財政状態および経営成績等を基礎として区分するものであります。

2. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権
破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

3. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

4. 要管理債権
3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当する貸出金をいいます。

5. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。

阿南信用金庫のあゆみ

昨日・今日・明日へ、阿南信金は地域とともに歩み続けています。

昭和23年　3月　富岡町役場において創立総会開催、
　　日下又一理事長就任（初代）
　　5月　富岡商工業協同組合　設立登記完了
　　6月　富岡町大字富岡字内町155番地において事業を開始（営業地区富岡町）
24年　2月　富岡町農業会の法定解散に伴い、資産・預金等を継承
　　11月　那賀商工業協同組合に名称を変更
　　地区を富岡町、見能林村、桑野町に拡張
　　見能林支店を開設
　　見能林村大字答島字東分78番地
25年　2月　那賀信用組合に組織変更
　　地区を富岡町、見能林村、桑野町、橘町、中野島村、平島村に拡張
26年　8月　本店を富岡町大字富岡字内町160番の3に移転
27年　2月　地区を富岡町、見能林村、桑野町、橘町、中野島村、平島村、坂野町、今津村、羽ノ浦町、宝田村、長生村、大野村、加茂谷村、新野町、福井村、椿町に変更
　　5月　那賀信用金庫に組織変更
29年　7月　町村合併に伴い、地区を富岡町、見能林村、桑野町、橘町、平島村、坂野町、今津村、羽ノ浦町、加茂谷村、新野町、福井村、椿町に変更
30年　5月　町村合併により地区を富岡町、橘町、平島村、坂野町、今津村、羽ノ浦町に変更
　　7月　椿泊出張所を開設
　　橘町大字椿泊字北島9番の3
32年　6月　椿泊出張所を橘町大字椿泊字寺谷93番に移転
　　7月　町村合併により、地区を富岡町、橘町、那賀川町、羽ノ浦町、小松島市（坂野地区）に変更
33年　7月　阿南市歳入代理事務取扱開始
34年　2月　全国信用金庫連合会（現信金中央金庫）の代理業務取扱開始
　　7月　古庄支店を開設
　　羽ノ浦町大字古庄字大通東53番
37年　7月　阿南信用金庫に名称変更
38年　3月　古庄支店を新築移転
　　羽ノ浦町大字古庄字大坪原31番の10
40年　6月　地区を徳島市、鳴門市、阿南市、勝浦郡、名東郡、名西郡石井町、那賀郡、海部郡、板野郡大麻町、松茂町、北島町、応神村、藍住町、板野町に拡張
42年　12月　本店を新築移転
　　阿南市富岡町トノ町28番の14（現在地）
43年　5月　坂本浅吉理事長就任（2代目）
　　7月　町村合併により、地区を阿南市、徳島市、鳴門市、小松島市、那賀郡、勝浦郡、海部郡、名東郡、名西郡石井町、板野郡（上板町、土成町、吉野町を除く）に変更
44年　7月　椿泊出張所を新築移転　椿泊町寺谷93
46年　5月　沢田紋理事長就任（3代目）
　　8月　見能林支店を新築移転
　　阿南市津乃峰町東分116番の1
48年　2月　羽ノ浦支店を開設
　　羽ノ浦町大字宮倉字芝生12番1
49年　7月　椿泊出張所、支店に昇格
　　12月　橘支店を開設
　　阿南市橘町中浦102番の3
　　預金高100億円を突破
51年　4月　徳島県歳入金収納事務取扱開始
52年　4月　東部支店を開設
　　阿南市向原町天羽畝77番の2
53年　1月　創業30周年決起大会
　　7月　預金業務全店オンライン移行
55年　5月　渡辺浩之理事長就任（4代目）
57年　5月　本店・見能林支店CDコーナー開設
58年　5月　東部支店CDコーナー開設
　　7月　羽ノ浦支店CDコーナー開設
59年　2月　神崎製紙前（現在の王子製紙）に初の店舗外CDコーナー開設
　　8月　見能林駅前支店を開設
　　阿南市見能林町志んじゃく30の2
　　同時にCDコーナー開設
　　9月　預金高300億円達成
　　11月　古庄支店CDコーナー開設
60年　4月　橘支店を新築移転
　　阿南市橘町西浜153番地の10
　　同時にCDコーナー開設
　　8月　上中支店を開設
　　阿南市上中町南島712の1
　　同時にCDコーナー開設
　　12月　日本銀行と当座取引開始
　　阿南市役所前にCDコーナー開設
61年　6月　中期利付国債の売買業務開始
63年　3月　創立40周年決起大会
　　11月　日亜化学工業(株)内に共同CDコーナー開設
平成元年　5月　阿南アオキショッピングデパート（現在のフジグラン阿南）に共同設置CDコーナー開設
2年　11月　那賀川支店を開設
　　那賀郡那賀川町大字赤池139の3
　　同時にCDコーナー開設
3年　12月　預金高500億円達成
5年　8月　上中支店を新築移転
　　阿南市上中町岡186-5
6年　12月　預金高600億円達成
7年　1月　椿泊支店廃止
　　福井支店を開設
　　阿南市福井町古津159-1
　　4月　阿南医師会中央病院に共同設置CDコーナー開設
　　5月　佐竹義治理事長就任（5代目）
8年　2月　日亜化学前に共同設置CDコーナーを開設
9年　1月　創業50周年決起大会
　　5月　信金大阪共同事務センターに加盟
10年　5月　那賀川町役場前（現在の阿南市役所那賀川支所）にATMコーナー開設
11年　3月　創立50周年式典
　　郵貯オンラインとのATM相互接続開始
　　7月　インターネットバンキング開始
12年　10月　古庄支店廃止
　　11月　羽ノ浦支店を新築移転
　　那賀郡羽ノ浦町大字中庄字上ナカレ21の1
　　（古庄支店統合）
　　12月　椿泊出張所　店外ATMコーナー開設
　　長浜出張所　店外ATMコーナー開設
13年　6月　監査法人太田昭和センチュリー(現在の新日本有限責任監査法人)と監査契約を締結
14年　4月　預金高700億円達成
　　10月　個人年金保険取扱開始
15年　2月　個人向け国債取扱開始
　　7月　産・学・官の情報ネットワーク組織「ACTフェローシップ」に入会
16年　8月　インターネットバンキング・モバイルバンキングにおいて資金移動（振込）取引開始
　　10月　決済用預金（無利息型普通預金）取扱開始
17年　9月　しんきん相談プラザを開設
　　阿南市富岡町トノ町28番地6
18年　3月　那賀郡羽ノ浦町、那賀川町と阿南市が市町村合併
19年　7月　えひめ監査法人（現在のえひめ有限責任監査法人）と監査契約を締結
21年　6月　しんきん相談プラザを移転
　　阿南市富岡町内町191
　　「利益相反管理方針」の制定
　　11月　阿南信用金庫お客様向けセミナー開催
　　12月　「地域金融円滑化のための基本方針」の制定
22年　10月　金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR制度)施行
　　12月　中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長
23年　9月　阿南市と企業誘致連携協定を締結
　　10月　中小企業金融円滑化法の期限をもう1年間再延長することが決定
24年　8月　橘支店廃止
25年　3月　次世代育成支援に基づく認定（愛称:くるみん)を受ける
　　6月　「ポジティブ・アクション」女性の活躍推進宣言を行う
25年　9月　「はぐくみ支援企業」の認証を受ける
　　地域の若手経営者・後継経営者の成長と同年代の交流を図っていただく目的から若手経営者塾「あんしん未来塾」を開講

関連会社・信用金庫業界関連会社について

■当金庫の子会社　該当ありません

■関連会社　該当ありません

■信用金庫業界関連会社

(単位：百万円)

会社名	主要業務内容	設立年月	資本金
㈱四国しんきんカード	クレジット業務(VISA)、信用保証業務	昭和 57. 10	50
しんきん大阪システムサービス㈱	しんきんFAX振込サービス、データ伝送機能ソフトサービス	平成　6.　7	116

信金中央金庫　～信用金庫のセントラルバンク～

SCB　Shinkin Central Bank

信金中央金庫（信金中金）は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、昭和25年に設立されました。

信金中金は、「個別金融機関」と「信用金庫のセントラルバンク」という2つの役割を併せ持つ金融機関であり、平成26年3月末現在の総資産は、信用金庫から預けられた資金と金融債を発行して調達した資金等を合わせて30兆9,394億円にのぼっています。信金中金は、わが国有数の規模と効率性を有する金融機関であり、数少ない金融債発行機関でもあります。

地域金融に貢献

(平成26年3月末現在)

信　金　中　金

総 資 産 ： 約30兆円
役職員数 ： 1,183人

信　用　金　庫

預　金　量 ： 約128兆円
信用金庫数 ： 267金庫
役 職 員 数 ： 約11万2千人

強固なネットワーク

個別金融機関としての役割

■信用金庫・政府関係機関等を取引先とする金融機関
総合的な金融サービスを提供

■地域金融機関としての役割
地公体向け融資・PFI・地元企業融資・代理貸付など

■機関投資家としての役割

信用金庫のセントラルバンクとしての役割

■信用金庫の余裕資金の効率運用

■信用金庫の業務機能の補完
融資業務・周辺業務・国際業務・付随業務等

■信用金庫業界の信用力の維持・向上
経営相談制度、ALM・リスク管理支援、情報提供など

総合力で地域金融をバックアップ

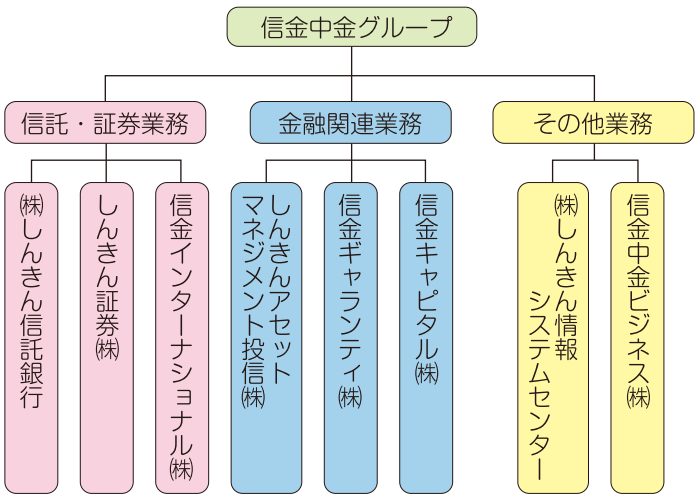

邦銀トップクラスの格付

格付機関	長期格付
日本格付研究所（JCR）	AA
格付投資情報センター（R&I）	A+
スタンダード & プアーズ	A+
ムーディーズ	A1

(平成26年4月末現在)

資料編

開示項目一覧

信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条の準用）等に基づいて作成したディスクロージャー資料（業務および財産の状況に関する説明書類）です。信用金庫法施行規則に定められた開示項目は以下のページに掲載しています。

■単体ベースの項目（信用金庫施行規則第132条）

1. 金庫の概況および組織に関する事項

イ 事業の組織…… 14
ロ 理事および監事の氏名および役職名…… 14
ハ 事務所の名称および所在地…… 22

2. 金庫の主要な事業の内容 …… 15

3. 金庫の主要な事業に関する事項

イ 直近の事業年度における事業の概況…… 6
ロ 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標
(1) 経常収益…… 42
(2) 経常利益または経常損失…… 42
(3) 当期純利益または当期純損失…… 42
(4) 出資総額および出資総口数…… 42
(5) 純資産額…… 42
(6) 総資産額…… 42
(7) 預金積金残高…… 42
(8) 債券残高＊ ―
(9) 貸出金残高…… 42
(10) 有価証券残高…… 42
(11) 単体自己資本比率…… 42
(12) 出資に対する配当金…… 42
(13) 役員数…… 42
(14) 職員数…… 42
(15) 会員数…… 42

ハ 直近の2事業年度における事業の状況
・主要な業務の状況を示す指標
(1) 業務粗利益および業務粗利益率…… 43
(2) 資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支およびその他業務収支…… 42,43
(3) 資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび資金利ざや…… 42
(4) 受取利息および支払利息の増減…… 42
(5) 総資産経常利益率…… 43
(6) 総資産当期純利益率…… 43
・債券に関する指標＊ ―
・預金に関する指標
(1) 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高…… 44
(2) 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他の区分ごとの定期預金の残高…… 44
・貸出金等に関する指標
(1) 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高…… 44
(2) 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高 44
(3) 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額… 45
(4) 使途別の貸出金残高…… 45
(5) 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合 45
(6) 特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高＊ ―
(7) 預貸率の期末値および期中平均値…… 43
・有価証券に関する指標
(1) 商品有価証券の種類別の平均残高…… 該当なし
(2) 有価証券の種類別の残存期間別の残高…… 46
(3) 有価証券の種類別の平均残高…… 47
(4) 預証率の期末値および期中平均値…… 43

4. 金庫の事業の運営に関する事項

イ リスク管理の体制…… 24
ロ 法令遵守の体制…… 4

5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

イ 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書 35～38
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額
(1) 破綻先債権に該当する貸出金…… 48
(2) 延滞債権に該当する貸出金…… 48
(3) 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金…… 48
(4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金…… 48
ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項 26～33
ニ 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益
(1) 有価証券…… 47
(2) 金銭の信託…… 47
(3) 規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ等取引）…… 該当なし
ホ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額…… 46
ヘ 貸出金償却の額…… 46
ト 会計監査人の監査を受けている旨…… 38

6. 報酬等に関する事項

役職員の報酬体系について…… 41

＊印については、信用金庫連合会(現　信金中央金庫)の開示項目のため記載していません。

■連結ベースの項目（信用金庫施行規則第133号）

該当がないことから記載していません。

■金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条

資産の査定の公表…… 49

■地域活性化への取組み…… 8,9

■総代会等の概要 …… 12,13

任意開示項目

1. 概況・組織
(1) 基本方針・経営理念と営業方針 …… 2
(2) 社会貢献活動 …… 7
(3) トピックス …… 7
(4) 業務のご案内 …… 17～19
(5) 阿南信用金庫のあゆみ …… 50
(6) 預金保護、偽造・盗難キャッシュカード被害などへの取組み …… 21
(7) お客様保護への取組み …… 5
(8) 内部管理態勢の整備 …… 3

2. 損益等に関する指標
(1) 業務純益 …… 43
(2) その他業務利益の内訳 …… 43
(3) 役務取引の状況 …… 43
(4) 経費の内訳 …… 43
(5) 普通出資配当率 …… 38

3. 預金に関する指標
(1) 預金科目別預金残高 …… 44
(2) 預金者別預金残高（個人、一般法人等） …… 44
(3) 財形貯蓄残高 …… 44
(4) 職員1人当たり預金残高 …… 43
(5) 1店舗当たり預金残高 …… 43

4. 貸出金等に関する指標
(1) 貸出金科目別残高 …… 44
(2) 貸出金会員・会員外別残高 …… 44
(3) 個人向けローン残高（住宅ローン、消費者ローン） …… 45
(4) 職員1人当たり貸出金残高 …… 43
(5) 1店舗当たり貸出金残高 …… 43
(6) 代理貸付残高 …… 45

5. 有価証券等に関する指標
(1) 有価証券期末残高 …… 47
(2) 公共債引受額 …… 47

6. 不良債権等に関する指標
(1) 金融再生法による開示債権および保全状況 …… 49
(2) 不良債権に対する備え …… 49

7. その他の業務
(1) 手数料一覧（為替、ATM、その他） …… 20,21
(2) 内国為替取扱高 …… 44

8. その他
(1) 店舗外現金自動設備（ATM）設置場所一覧 …… 23

資料編